

第7期加西市障害福祉計画
第3期加西市障害児福祉計画

素案

令和6年1月
加西市

目次

第1部 総論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 本市の現状	6
4 アンケート調査の結果	16
5 ワークショップの開催結果	35
6 基本理念	39
7 基本指針のポイント	40
8 計画の推進体制	42
第2部 第7期障害福祉計画	43
1 計画の基本的な考え方	44
2 令和8年度に向けた成果指標	45
3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための施策	53
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	60
第3部 第3期障害児福祉計画	71
1 計画の基本的な考え方	72
2 令和8年度に向けた成果目標	73
3 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	76

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、あらゆる取組が進められてきました。平成26年の「障害者権利条約」の批准以降、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正及び「発達障害者支援法」の改正等、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実を図るための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。また、令和4年に行われた改正では、障がいのある人の地域支援体制の充実をはじめ、多様な就労ニーズへの支援及び障がい者雇用の質の向上、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備などが定められています。

その他近年では、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やすことが目指されています。

加西市（以下、「本市」という）では、令和3年に「加西市障害者基本計画」「第6期加西市障害福祉計画」「第2期加西市障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この間、地域生活支援拠点等の面的整備を推進するため、障がい者（児）緊急時短期入所空床確保事業や単独型短期入所施設整備補助事業の開始、3か所の放課後等デイサービス事業所の新設、福祉タクシーの利用要件の拡充をはじめ、様々な障がい者（児）福祉サービスの充実に取り組んできました。しかしながら、障がいのある人のニーズは多様化し、各種サービスを必要とする人が増加する中、地域生活を支えるサービス基盤のさらなる充実が必要となっています。

このたび、「第6期加西市障害福祉計画」「第2期加西市障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、本市の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第7期加西市障害福祉計画」「第3期加西市障害児福祉計画」（以下、本計画という）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠法

「加西市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定による「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた計画です。

「加西市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の規定による「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた計画です。

「障がい」の考え方について — 医学モデルと社会モデル —

かつては障がいに関する課題は、当事者個人に原因があると考えられていました。(医学モデル)

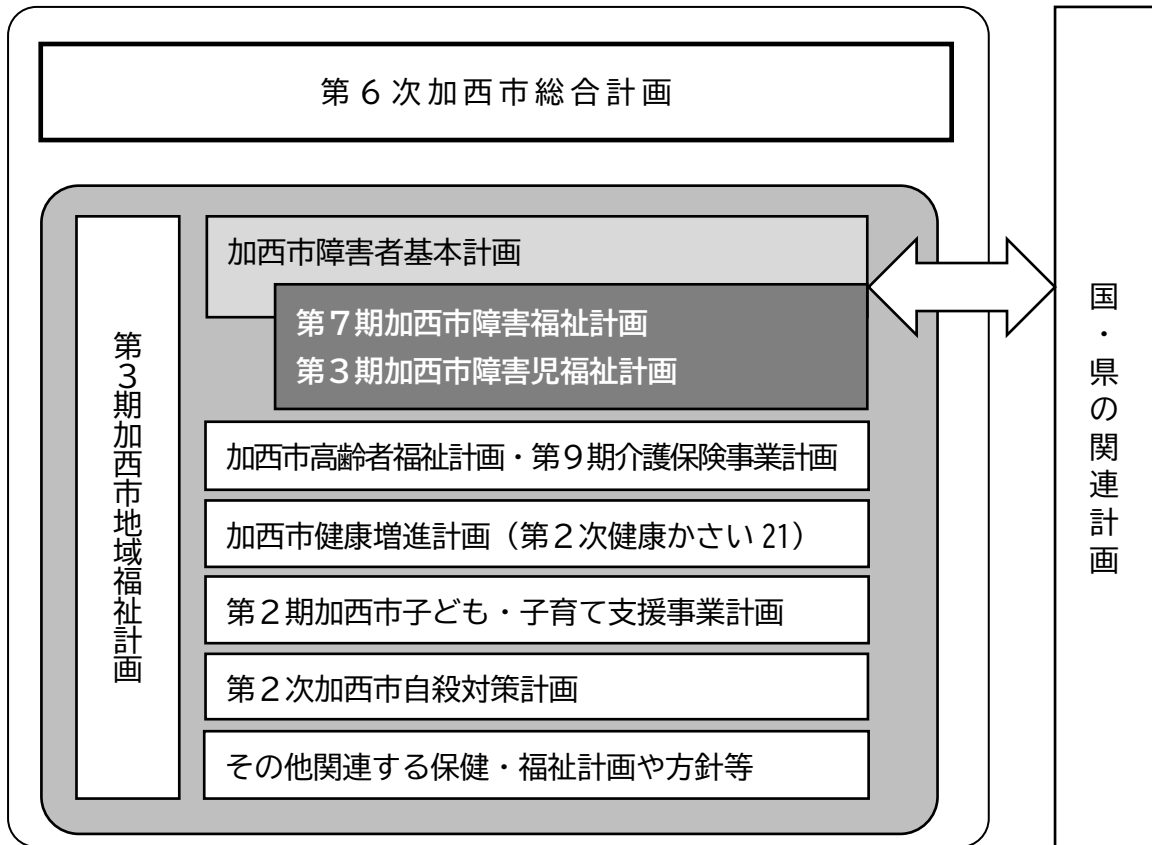
例えば車いすを必要とする人がいたとして、その人が生きづらさを感じているのは、その人の身体の状態が原因だとする考え方です。この場合、医療によってその人の身体の状態を改善しなければ、生きづらさは解決できないこととなります。

これに対し平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、障がいのある人の生きづらさの原因は、社会にあるという考え方に見直されました。(社会モデル) 車いすを必要とする人の生きづらさは、段差などがある社会のあり方に起因するという考えです。この場合、バリアフリーを徹底するなど社会のあり方を改善すれば、問題は解決できることとなります。

現在ではこの社会モデルに基づいて、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりが進められていますが、社会生活をする上で物理的なバリア（障壁）ばかりでなく、偏見や無関心などの心理的なバリアや制度や慣行のバリアも存在します。このような社会的なバリアが取り除かれることにより、誰もが安心して暮らせる社会が実現できます。

(2) 関連する計画との関係

国の基本指針を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第6次加西市総合計画」や福祉分野の上位計画である「第3期加西市地域福祉計画」、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針・目標等を定める「加西市障害者基本計画」をはじめ、関連する本市の他計画との整合を図り策定します。



(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として設定します。

	R 6 年度 (2024 年度)	R 7 年度 (2025 年度)	R 8 年度 (2026 年度)	R 9 年度 (2027 年度)	R 10 年度 (2028 年度)	R 11 年度 (2029 年度)
障害者基本計画	第3期（6年間）			第4期（6年間）		
障害福祉計画	第7期（本計画）			第8期		
障害児福祉計画	第3期（本計画）			第4期		

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の障がいのある人や市民に対するアンケート調査や、事業所アンケート、障がいのある人の団体や支援団体に対する調査などを実施するとともに、障がいのある子どもの保護者を対象としたワークショップを2回開催し、その結果を反映させました。

また、庁内において、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を行うとともに、学識経験者や福祉関係者、市民らで構成する「加西市障害者基本計画等策定委員会」において、現状の評価・検証や計画内容の検討などを重ね、その意見を反映させました。

本計画の最終案はホームページにおいて公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました（予定）。

【アンケート調査の概要】

調査対象	調査期間	対象数	有効回収数（率）
障害者手帳所持者	令和5年9月22日～10月6日	1,500人（無作為抽出） 身体：750人 療育：400人 精神：350人	696件（46.4%）
18歳以上の市民	令和5年9月22日～10月6日	1,000人（無作為抽出）	361件（36.1%）
市内のサービス提供事業者	令和5年9月22日～10月6日	29件	19件（65.5%）

【ワークショップの実施概要】

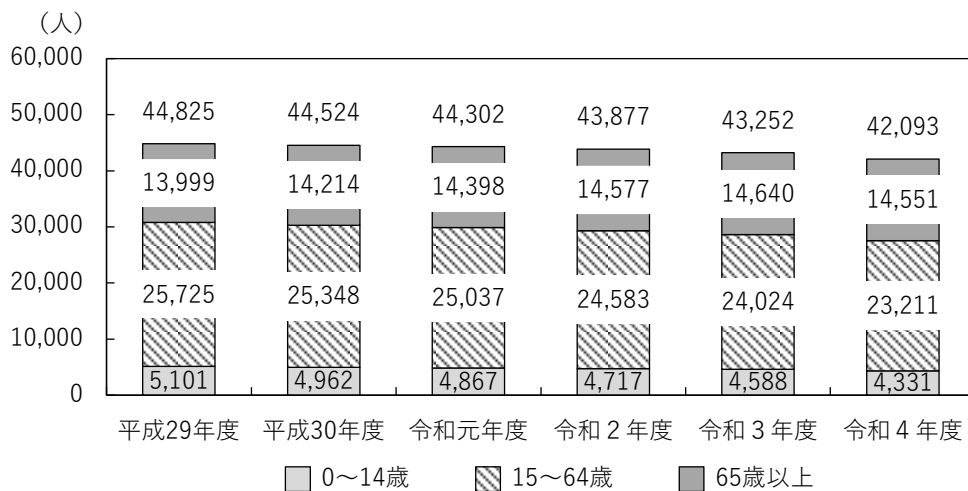
実施対象	開催日	参加者数
障がいや発達に遅れのある子ども をおもちの保護者等	1回目：令和5年10月22日	5人
	2回目：令和5年12月3日	5人及び支援者2人

3 本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移しており、令和4年度で 42,093 人となっています。年齢別でみると、0～64 歳は減少傾向、65 歳以上は令和3年度まで増加傾向でしたが、令和4年度に減少しています。

■年齢3区分人口の推移

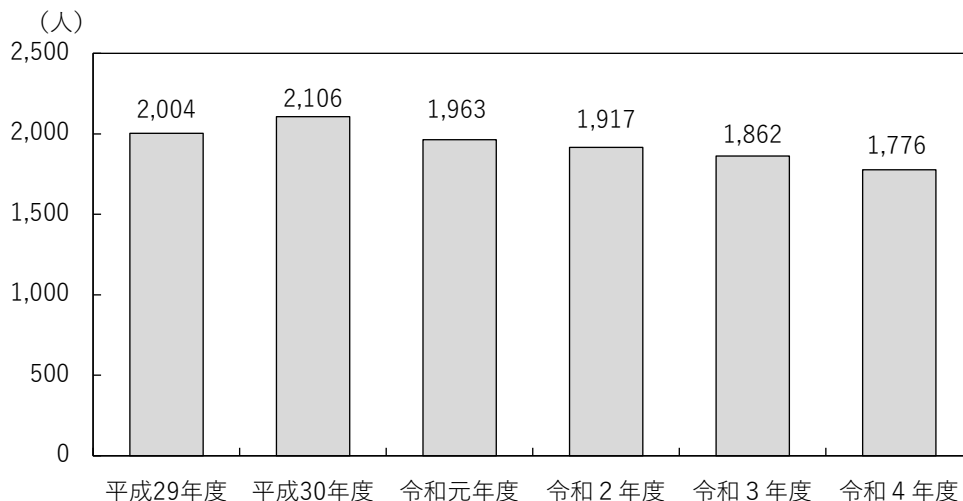


資料：住民基本台帳（各年度末）

(2) 手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成30年度以降減少傾向で推移しており、令和4年度で 1,776 人となっています。

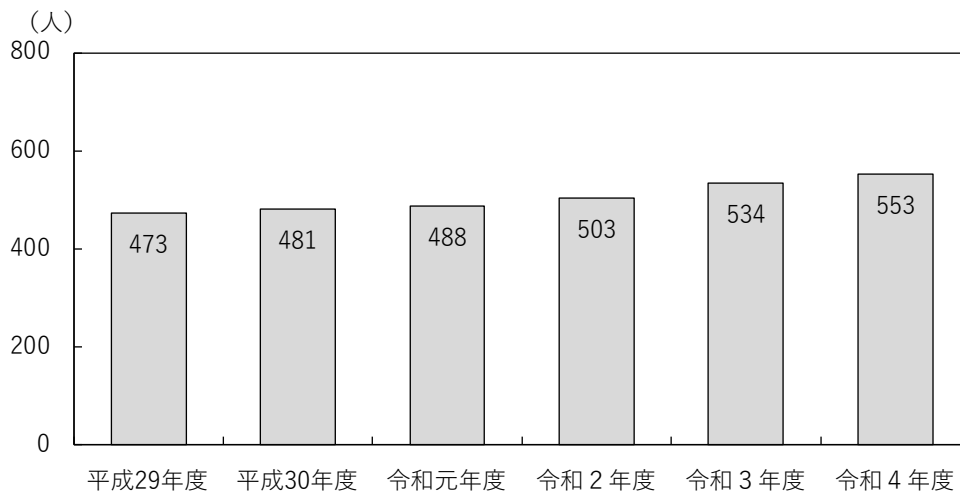
■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：加西市（各年度末）

本市の療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度で553人となっています。

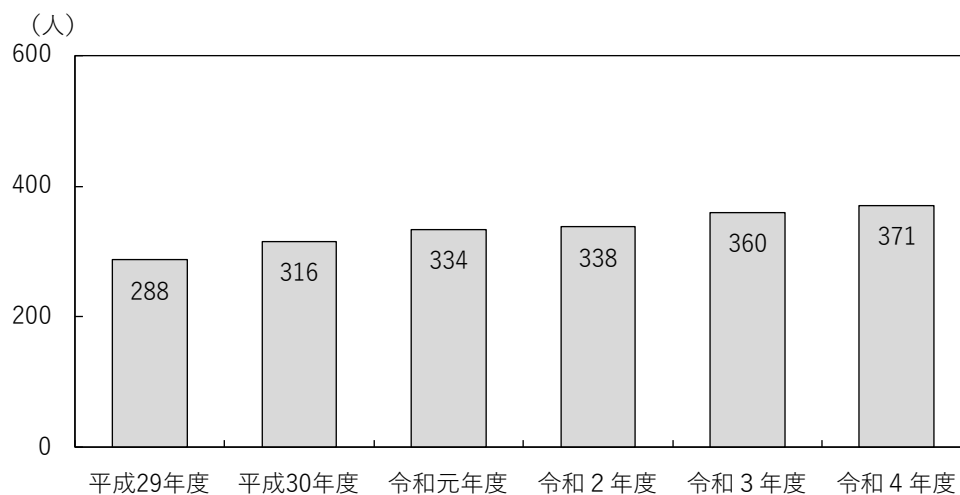
■療育手帳所持者数の推移



資料：加西市（各年度末）

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度で371人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



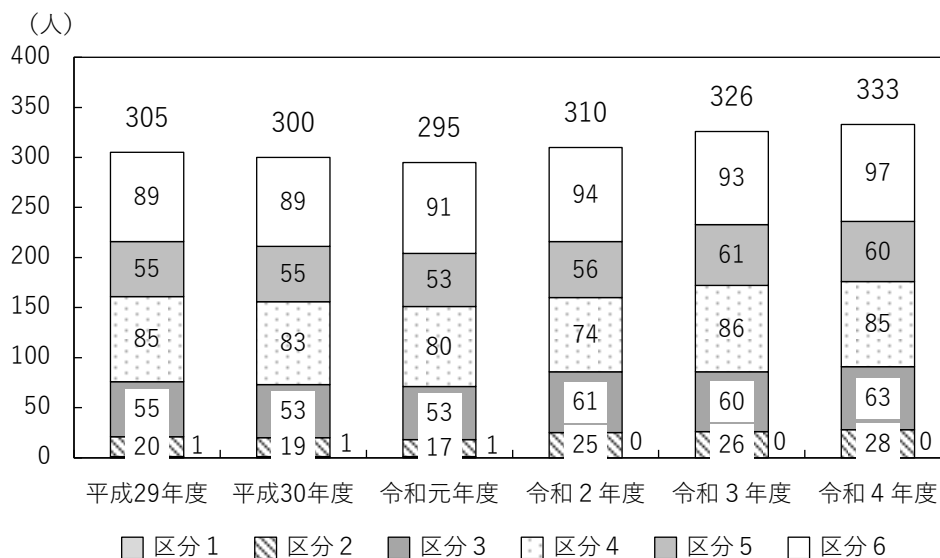
資料：加西市（各年度末）

(3) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分の認定を受けている人の数は、令和元年度以降は増加傾向で推移しており、令和4年度で333人となっています。

令和元年度までは減少傾向で推移している区分もありましたが、令和元年度以降はほとんどの区分が増加傾向で推移しています。

■障害支援区分認定者数の推移



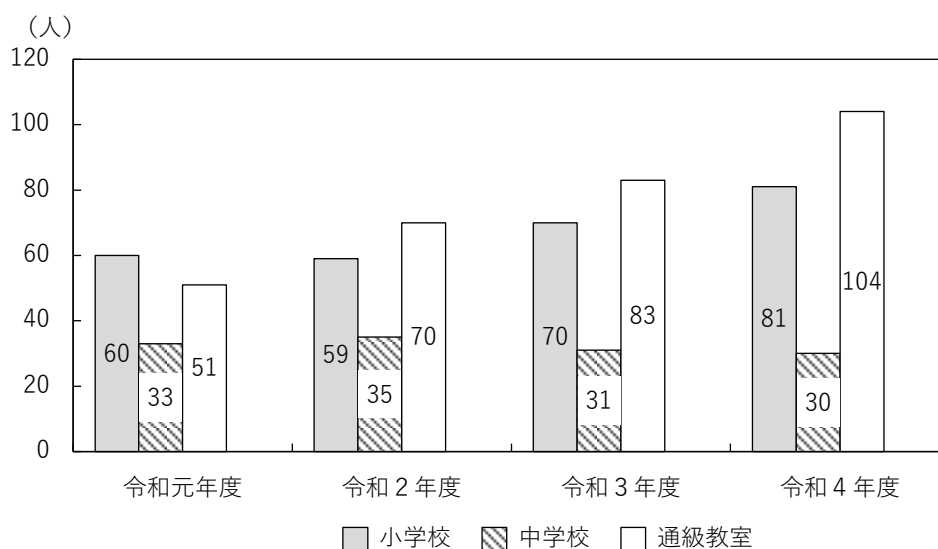
資料：加西市（各年度末）

(4) 特別支援学級・学校の状況

本市の特別支援学級の在籍者数は、増加傾向で推移しており、小学校と通級教室では増加しています。令和4年度は小学校で81人、中学校で30人、通級教室で104人となっています。

※通級教室：通常の学級に在籍している子どものうち、障がいの特性に応じた支援が必要な子どもについて、大部分の授業を在籍している通常の学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、あるいは、一部の授業に替える形で、障がいによる学習面や生活面の困難を克服するための指導（通級指導）を受ける教室のこと。

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料：加西市（各年度末）

本市の特別支援学校の在籍者数は、令和2年度に減少しましたが、令和3年度に再び増加し、令和4年度は小学部・中学部・高等部で44人が在籍しています。

■特別支援学校の在籍者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	10	8	12	12
中学部	12	5	18	17
高等部	20	20	15	15
合計	42	33	45	44

資料：加西市（各年度末）

(5) 障害福祉サービスの推移

■訪問系サービス

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	時間/月	897	973	650	1,002	795	1,032
	人/月	52	53	52	55	66	56
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	36	33	32	33	31	35
	人/月	7	8	6	9	5	11
行動援護	時間/月	8	29	62	29	101	28
	人/月	1	2	2	2	4	2
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人日/月	2,928	3,009	2,972	3,039	3,065	3,069
	人/月	150	154	155	155	187	157
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	50	77	11	76	0	75
	人/月	2	4	1	4	0	4
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	54	107	82	109	64	111
	人/月	3	6	4	6	3	7
就労移行支援	人日/月	94	70	124	75	111	80
	人/月	6	6	7	7	7	7
就労継続支援 A 型	人日/月	663	675	733	685	745	700
	人/月	33	32	39	34	40	36
就労継続支援 B 型	人日/月	2,139	2,041	2,173	2,122	2,277	2,207
	人/月	135	126	136	134	139	142
就労定着支援	人/月	0	3	1	5	2	7
療養介護	人/月	10	10	11	10	11	10
短期入所	人日/月	231	315	251	320	241	325
	人/月	35	65	34	65	42	65

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■居住系サービス

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自立生活援助	人/月	2	0	5	0	4	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	38	30	40	31	40	31
施設入所支援	人/月	65	70	62	70	59	69

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■相談支援

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/月	113	107	130	118	140	130
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■発達障がい者等に対する支援

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	8	10	14	10	0	10
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	1

※令和5年度実績値は年間見込み

※ペアレントトレーニング：子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することをめざしたトレーニングのこと。

※ペアレントメンター：発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者であり、同じ保護者の立場で良き相談相手となれる人のこと。

※ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組のこと。

(6) 地域生活支援事業（必須事業）の推移

■理解促進研修・啓発事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

■自発的活動支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

■相談支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止センター	有無	有	有	有	有	有	有

■成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度利用支援事業	人	0	2	1	2	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度実績値は年間見込み

■意思疎通支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	181	120	129	120	124	120
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※令和5年度実績値は年間見込み

■日常生活用具給付等事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	3	2	0	2
自立生活支援用具	件/年	2	2	6	2	3	2
在宅療養等支援用具	件/年	3	12	2	12	6	12
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	13	3	13	2	13
排泄管理支援用具	件/年	1,237	1,100	1,110	1,105	963	1,110
居宅生活動作補助用具	件/年	1	2	2	2	0	2

※令和5年度実績値は年間見込み

■手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員養成研修事業	人/年	11	15	7	20	23	15

※令和5年度実績値は年間見込み

■移動支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
実利用者数	人/年	31	43	27	44	34	45
利用時間数	時間/年	2,701	3,440	3,601	3,520	4,510	3,600

※令和5年度実績値は年間見込み

■地域活動支援センター

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
事業所数	か所	3	3	2	3	2	3
実利用者数	人/年	38	39	38	40	35	42

※令和5年度実績値は年間見込み

(7) 地域生活支援事業（任意事業）の推移

■地域生活支援事業（任意事業）

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	3	3	3
日中一時支援事業	人/月	44	57	47	59	46	61
レクリエーション活動等支援事業	人/年	145	115	144	110	145	105
点字・声の広報等発行事業	部数	424	400	567	400	550	400
その他社会参加支援事業	事業数	4	5	4	5	5	6

※月当たり実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）、令和5年度実績値は年間見込み

(8) 障害児通所支援等の推移

■障害児通所支援等

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人日/月	103	68	94	75	87	83
	人/月	22	13	24	14	18	16
医療型児童発達支援	人日/月	26	27	27	28	28	32
	人/月	5	6	6	7	5	7
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	1
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	576	575	673	580	912	585
	人/月	68	60	81	62	105	64
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	8	0	15	4
	人/月	0	0	2	0	6	1
障害児タイムケア事業	人日/月	134	75	128	75	121	75
	人/月	9	7	10	7	9	7

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■障害児相談支援

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害児相談支援	人/月	21	17	21	17	27	18

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

■教育と福祉の協議の場の設置

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
教育と福祉の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有

■障がいのある児童の相談窓口の設置

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障がいのある児童の相談窓口の設置	有無	有	有	有	有	有	有

4 アンケート調査の結果

※表・グラフ中のS Aは単数回答（選択肢から1つを選ぶ設問）、MAは複数回答（選択肢から2つ以上を選ぶ設問）を指しています。

身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。

(1) 障害者手帳所持者への調査

①障がいがあるために差別や偏見を受けたりしたと感ずることがあるか。(MA)

全体では、「特に感ずることはない」が57.2%となっています。差別や偏見などを感じることとしては「職場や学校での人との付き合い」が9.2%と最も高く、次いで「地域の行事や集まり」が8.5%、「仕事の内容や給料の額」が6.8%となっています。

所持手帳でみると、「特に感ずることはない」は[身体]が最も高くなっています。差別や偏見を感じることでは、[療育]では「職場や学校での人との付き合い」、[精神]では「仕事の内容や給料の額」がそれぞれ他の障がいよりも割合が高くなっています。

単位：%		は特 ない 感 じ る こ と	料仕 の事 額 の 内 容 や 給	人職 との や 付 学 校 合 で い	ま親 りせ のき 場 関 係 の 集	のス 活ポ 動ー のツ 場、 趣味	票選 所挙 等 の と き の 投	ま地 り域 の 行 事 や 集	応お 店 な ど で の 対	ど公 で共 対交 応通 機 関 な	し交 た通 機 関 を 利 用
全体(n=696)		57.2	6.8	9.2	5.5	3.4	1.4	8.5	6.5	3.9	4.0
所持 手 帳	身体(n=420)	65.2	3.8	4.8	2.9	2.4	1.7	5.7	4.3	3.1	2.9
	療育(n=170)	37.6	10.6	20.6	8.8	6.5	2.4	13.5	12.9	5.9	7.6
	精神(n=156)	44.9	14.1	12.8	9.0	5.1	0.0	12.8	8.3	5.1	3.2

単位：%		そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=696)		5.2	14.1
所持 手 帳	身体(n=420)	4.0	15.7
	療育(n=170)	6.5	14.1
	精神(n=156)	10.9	11.5

②どのような社会参加をしているか。今後どのような社会参加をしたいか。(MA)

【最近1か月間に参加した社会参加】

全体では、「買い物（日常の買い物を含む）」が41.5%と最も高く、次いで「旅行」が9.1%、「スポーツ」「趣味の文化・芸術活動」が共に7.8%となっています。

所持手帳でみると、すべての種類において「買い物（日常の買い物を含む）」が高くなっていますが、[療育]では「旅行」が他と比べて高くなっています。

単位：%		スポーツ	趣味等の文化・芸術活動	旅行	買いい物を（日常含む）の	ボランティア活動	障がい者団体の活動	講座や講演会等への参加	インターネット等での社会交流	その他	不明・無回答
全体(n=696)		7.8	7.8	9.1	41.5	2.9	3.7	2.9	2.4	4.6	51.9
所持手帳	身体(n=420)	7.4	7.9	8.1	36.7	3.3	2.4	3.3	1.7	4.0	56.2
	療育(n=170)	9.4	8.8	15.3	51.2	1.2	7.6	1.8	3.5	4.1	43.5
	精神(n=156)	7.1	7.1	5.1	45.5	2.6	5.1	1.9	3.2	4.5	48.1

【今後参加したい社会参加】

全体では「旅行」が19.4%と最も高く、次いで「買い物（日常の買い物を含む）」が14.2%、「趣味等の文化・芸術活動」が10.5%となっています。

所持手帳でみると、すべての種類において「旅行」が高くなっています。

単位：%		スポーツ	趣味等の文化・芸術活動	旅行	買いい物を（日常含む）の	ボランティア活動	障がい者団体の活動	講座や講演会等への参加	インターネット等での社会交流	その他	不明・無回答
全体(n=696)		8.8	10.5	19.4	14.2	6.2	6.2	7.6	5.2	3.3	65.5
所持手帳	身体(n=420)	5.2	6.9	14.3	10.7	4.3	4.8	6.7	3.6	1.9	71.0
	療育(n=170)	14.7	16.5	24.1	18.8	8.8	8.8	8.8	7.1	5.9	57.6
	精神(n=156)	10.9	13.5	28.2	16.0	8.3	7.1	8.3	5.8	7.1	58.3

③障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、特にどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思うか。(MA)

全体では「保健・医療体制の充実」「日常生活支援」が27.2%と最も高く、次いで「収入」「公共交通機関の充実」が25.1%、「各種制度の自己負担額の更なる軽減」が24.4%となっています。

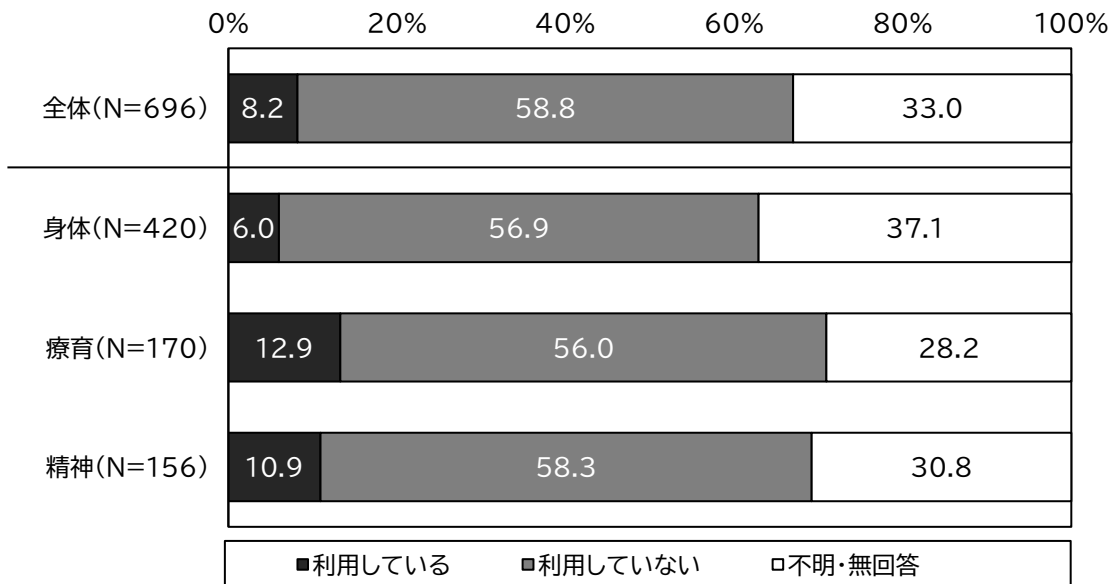
所持手帳でみると、[身体]では「保健・医療体制の充実」、[療育]では「仕事」、[精神]では「収入」が高くなっています。

単位：%		仕事	教育・学習	収入	保健・医療体制の充実	総合的な相談体制の充実	権利擁護・虐待防止	道路や建築物などのバリアフリー化	視覚・聴覚障害のある人に対するコミュニケーションの充実	日常生活支援	社会参加・外出支援
全体(n=696)		20.4	6.6	25.1	27.2	13.8	3.6	10.8	7.9	27.2	11.1
所持手帳	身体(n=420)	11.9	2.9	20.2	31.4	11.9	1.9	12.9	10.7	24.3	10.7
	療育(n=170)	37.1	18.8	25.3	24.7	19.4	8.2	11.8	6.5	34.7	16.5
	精神(n=156)	25.0	4.5	35.9	24.4	16.0	5.8	5.1	3.8	25.6	10.3

単位：%		各種制度の自己負担額の更なる軽減	公共交通機関の充実	その他	不明・無回答
全体(n=696)		24.4	25.1	4.6	15.1
所持手帳	身体(n=420)	25.7	27.9	4.0	17.4
	療育(n=170)	21.8	19.4	2.4	8.8
	精神(n=156)	20.5	27.6	7.7	11.5

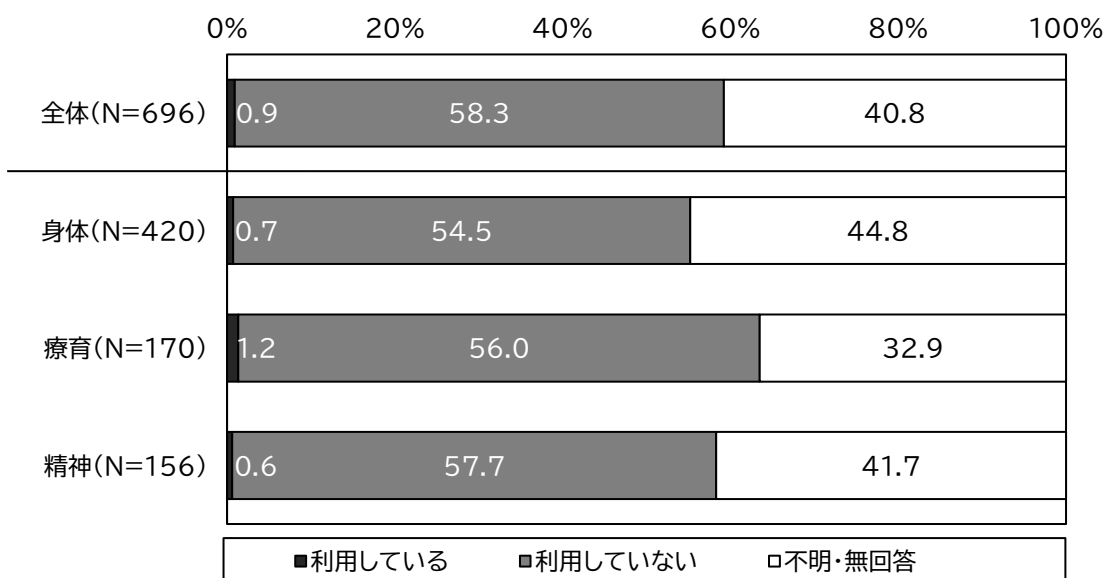
④日常生活自立支援事業を利用しているか。(SA)

全体では「利用していない」が58.8%、「利用している」が8.2%となっています。
所持手帳でみると、利用しているのは、[療育]が12.9%、[精神]が10.9%、[身体]が6.0%となっています。



⑤成年後見制度を利用しているか。(SA)

全体では「利用していない」が58.3%、「利用している」が0.9%となっています。
所持手帳でみると、利用しているのは[療育]が1.2%、[身体]が0.7%、[精神]が0.6%となっています。



⑥現在の生活で困っていることや不安に思っていることがあるか。(MA)

全体では「自分の健康や体力に自信がない」が35.2%と最も高く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」が23.9%、「特に困っていることはない」が20.8%となっています。

所持手帳でみると、[身体][精神]では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。[療育]では「将来的に生活する住まい、または施設やグループホーム等があるかどうか不安」が最も高く、またこの回答へは30歳代が約6割と半数以上を占めています。

単位: %		一緒に暮らす人がいない	身の回りの支援をしてもらえない	生活に必要なお金が足りない	働くところがない	自分の健康や体力に自信がない	趣味や生きがいが見つからない	一緒に暮らしている家族との関係	家族など介助者の健康状態が不安	障がいに対する周囲の理解が低い	気軽に行ける病院がない
全体(n=696)		5.0	3.4	19.5	7.2	35.2	8.6	7.3	23.9	14.4	11.1
所持手帳	身体(n=420)	5.0	2.9	15.2	3.3	35.7	6.0	5.2	23.3	8.3	8.3
	療育(n=170)	2.4	2.4	17.6	8.8	18.2	5.3	7.1	22.9	21.2	14.7
	精神(n=156)	9.6	5.1	32.7	17.3	49.4	18.6	12.8	27.6	23.1	15.4

単位: %		障がいがある人同士の交流が少ない	将来的に生活する住まい、施設やグループホーム等があるかどうか不安	生活をする上で必要な情報が得られない	どこに相談したらいいかわからない	特に困っていることはない	その他	不明・無回答
全体(n=696)		8.8	19.4	7.0	11.2	20.8	3.3	8.9
所持手帳	身体(n=420)	7.1	14.3	6.2	8.3	25.2	2.6	10.0
	療育(n=170)	11.8	33.5	5.9	10.6	20.0	2.9	5.3
	精神(n=156)	12.2	19.9	9.6	18.6	9.6	5.8	7.1

⑦相手とコミュニケーションをとるときや必要な情報を入手する際、特に困難を感じるのはどのようなときか。(MA)

全体では「初めて行くところに出かけるとき」が26.0%と最も高く、次いで「病院にかかったとき」が23.1%、「市役所など、公共機関を利用するとき」が13.9%となっています。

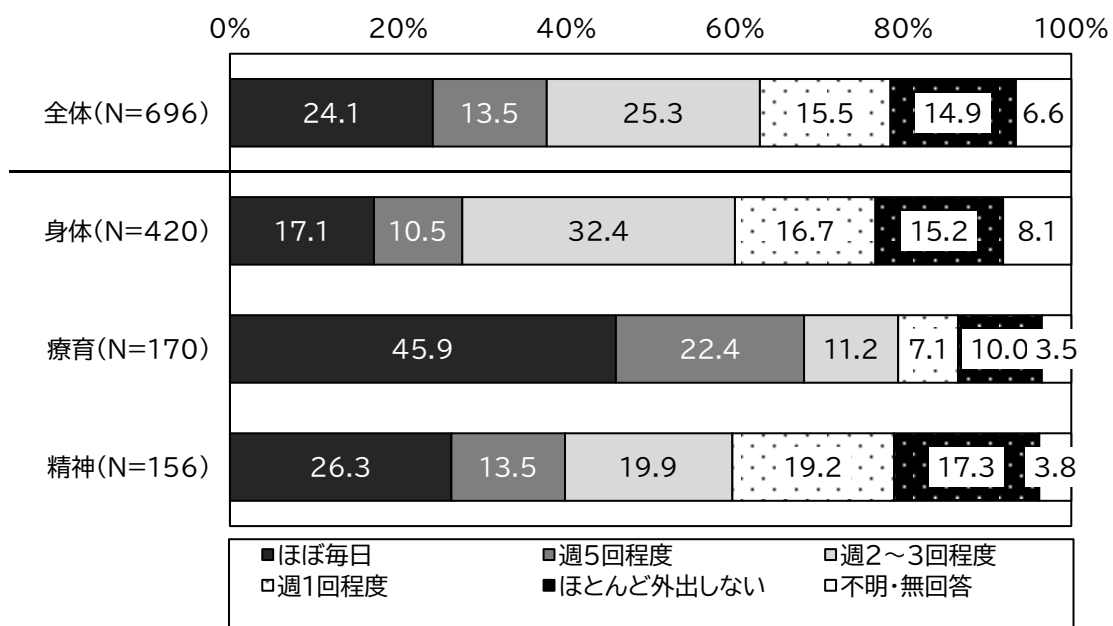
所持手帳でみると、[身体]では「病院にかかったとき」、[療育][精神]では「初めて行くところに出かけるとき」が高くなっています。

単位：%		飲食店を利用するとき	銀行を利用するとき	旅行をするとき	スポーツやレクリエーションに参加するとき	仕事をするとき	初めて行くところに出かけるとき	病院にかかったとき	買い物をするとき	家を探すとき	市役所など、公共機関を利用するとき	その他	不明・無回答
全体(n=696)		7.6	7.0	8.5	4.9	9.3	26.0	23.1	9.8	5.0	13.9	12.6	34.3
所持手帳	身体(n=420)	5.5	6.2	5.5	3.3	4.3	18.3	22.9	6.9	3.1	11.4	13.8	41.4
	療育(n=170)	15.3	10.0	15.3	8.8	15.3	40.0	27.6	18.2	7.1	13.5	11.2	21.8
	精神(n=156)	7.7	8.3	9.6	5.8	21.2	31.4	24.4	9.0	12.2	23.7	9.0	24.4

⑧1週間にどの程度外出するか。(SA)

全体では「週2～3回程度」が25.3%と最も高く、次いで「ほぼ毎日」が24.1%、「週1回程度」が15.5%となっています。

所持手帳でみると、[身体]では「週2～3回程度」、[精神][療育]では「ほぼ毎日」が高くなっています。



⑨外出したときに、困ることは何か。(MA)

全体では「特にない」が30.2%となっています。困ることについては「利用できる交通機関が少ない」が22.4%と最も高く、次いで「駅や道に階段や段差が多い」が17.0%、「人の目が気になる」が12.5%となっています。

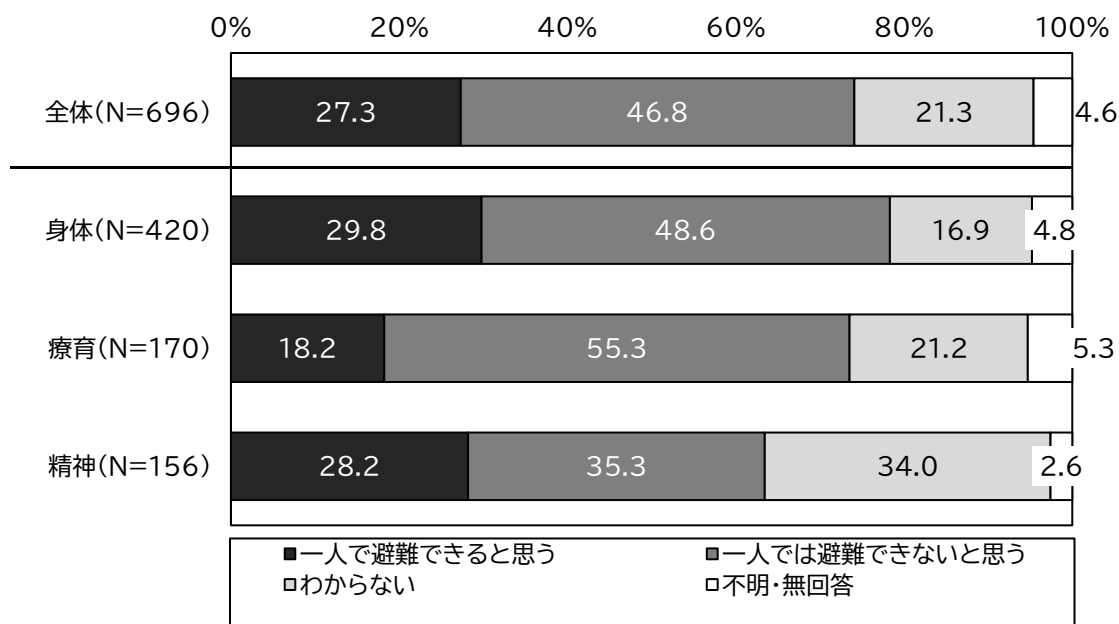
所持手帳での困りごとをみると、[身体]では「駅や道に階段や段差が多い」、[療育] [精神]では「利用できる交通機関が少ない」がそれぞれ最も高くなっています。

単位:%		駅や道に階段や段差が多い	音の出る信号機が少ない	点字ブロックや点字の設置が少ない	文字情報が少ない	絵文字・絵文字・絵文字(ピクトグラム)が少ない	利用できる交通機関が少ない	車など危険を感じる	歩道に自転車、バイク、自動販売機が多い	利用する建物の設備に不備がある	介助する人がいない	人の目が気になる	特にない	その他	不明・無回答
全体(n=696)		17.0	2.2	0.7	1.1	1.7	22.4	15.8	3.6	4.7	5.5	12.5	30.2	7.5	14.2
所持手帳	身体(n=420)	22.4	1.9	0.7	1.0	0.7	18.1	11.2	2.6	5.0	4.5	6.9	33.8	7.1	16.9
	療育(n=170)	8.2	2.4	0.6	1.2	4.1	25.3	22.9	4.1	5.3	5.9	18.8	29.4	4.7	8.8
	精神(n=156)	11.5	3.8	1.3	1.3	1.3	30.1	16.7	5.8	5.1	4.5	24.4	21.2	10.9	13.5

⑩災害などの緊急事態が発生した場合、一人で避難できると思うか。(SA)

全体では「一人では避難できないと思う」が46.8%と最も高く、次いで「一人で避難できると思う」が27.3%、「わからない」が21.3%となっています。

所持手帳でみると、すべての種類において「一人では避難できないと思う」が高くなっていますが、[精神]では「わからない」が他と比べて高くなっています。



18 歳以上の人への設問

①働く上で、どのような条件が必要だと思うか。(MA)

全体では「障がいにあった仕事であること」が 32.7%と最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」が 26.9%、「障がいにあった勤務条件であること」が 22.2%となっています。

所持手帳でみると、すべての種類において「障がいにあった仕事であること」が高くなっています。

単位：%		障がいにあった仕事	障がいにあった勤務条件	賃金が妥当であること	慮した設備が整っていること	障がいのある人に配慮した設備が整っていること	通勤手段があること	自宅（リモート勤務を含む）で仕事ができること	障がいに対する周囲の理解があること	通院などの保障があること	就業のための職業訓練が充実していること	わからない	特になし	その他	不明・無回答
全体 (n=603)		32.7	22.2	14.9	15.4	16.1	6.1	26.9	10.4	5.3	8.6	12.4	4.1	16.3	
所持手帳	身体 (n=405)	24.7	17.8	10.4	17.3	13.3	5.4	20.7	11.4	4.0	9.9	15.1	5.2	21.2	
	療育 (n=118)	45.8	28.0	22.9	15.3	24.6	0.8	34.7	9.3	8.5	3.4	9.3	2.5	9.3	
	精神 (n=150)	44.0	36.7	23.3	12.7	19.3	10.7	37.3	12.7	8.7	8.7	9.3	2.7	6.7	

18 歳以上の人への設問

②日中の生活をどのように過ごしているか。(MA)

全体では「特に何もしていない」が 25.0%と最も高く、次いで「家にいて家事をしている」が 19.7%、「作業所などで仕事をしている」が 13.6%となっています。

所持手帳でみると、[身体]では「特に何もしていない」、[療育][精神]では「作業所などで仕事をしている」が高くなっています。また、[療育]では「会社などで仕事をしている」の割合が他と比べて高くなっています。

単位：%		作業所などで仕事をしている	同じ障がいのある人たちが通っている活動・集まり	家にいて家事をしている	特に何もしていない	自宅で仕事をしている	会社などで仕事をしている	学校に通っている	病院に通っている	介護サービスの事業所に通っている	その他	不明・無回答
全体 (n=603)		13.6	3.6	19.7	25.0	5.0	10.4	0.2	9.5	9.5	9.1	13.9
所持手帳	身体 (n=405)	4.9	1.7	20.0	29.1	6.4	7.9	0.0	9.4	10.1	11.4	17.3
	療育 (n=118)	31.4	7.6	8.5	14.4	0.8	19.5	0.8	4.2	14.4	5.1	9.3
	精神 (n=150)	30.7	9.3	26.7	19.3	2.0	8.0	0.0	14.7	7.3	6.0	5.3

18歳以上の人への設問

⑬今後、日中の生活をどのように過ごしていきたいか。(MA)

全体では「家にいて家事や仕事をしたい」が25.5%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしたい（自営業を含む）」が15.3%、「同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通って仲間を増やしたい」が13.4%となっています。

所持手帳でみると、[身体][精神]では「家にいて家事や仕事をしたい」、[療育]では「仲間と一緒に施設などで仕事をしたい」が高くなっています。

単位：%		営業常勤で仕事をしたい（自営業を含む）	パートタイムの仕事をしたくない（内職）	仲間と一緒に施設などで仕事をしたい	仕事につけたいための技術を身につけたい	学校に通って知識を身につけたい	家にいて家事や仕事をしたい	同じ障がいのある人たち同士の活動を増やしたい	その他	不明・無回答
全体(n=603)		15.3	11.9	9.6	7.1	1.8	25.5	13.4	11.6	31.8
所持手帳	身体(n=405)	11.4	7.4	4.0	3.0	1.2	24.9	11.1	14.3	40.2
	療育(n=118)	24.6	12.7	28.0	11.0	1.7	17.8	21.2	5.1	16.1
	精神(n=150)	18.7	22.7	14.7	18.0	4.0	29.3	19.3	7.3	18.0

⑭医療を受ける上で困っていることはあるか。(MA)

「特にない」が36.8%となっています。困っていることについては、「通院（病院までの移動）が困難」が18.4%、「医療費の負担が大きい」が16.1%、「通院費用（交通費）の負担が大きい」が11.2%となっています。

所持手帳でみると、[精神]では「通院費用（交通費）の負担が大きい」が他と比べて高くなっています。

単位：%		医療費の負担が大きい	通院費用（交通費）の負担が大きい	通院（病院までの移動）が困難	入院時の付き添いがいない	専門的な治療をする病院が近くにない	往診を頼める医師がいない	障がいが理由で治療を受けにくい	意思疎通ができない（手話等）	特にない	その他	不明・無回答
全体(n=696)		16.1	11.2	18.4	5.3	10.1	3.9	3.4	3.6	36.8	4.5	17.8
所持手帳	身体(n=420)	14.5	7.9	17.6	5.2	8.8	4.0	1.7	3.1	39.5	3.6	20.0
	療育(n=170)	14.7	10.6	12.9	7.1	10.6	2.9	8.8	7.1	39.4	2.9	13.5
	精神(n=156)	20.5	19.9	19.9	4.5	13.5	5.1	1.9	1.3	25.0	9.0	17.9

障がい児通所施設等（療育）に通所している（いた）人への設問

⑮障がい児通所施設等（療育）で困っている（いた）ことはあるか。（MA）

全体では「特にない」が 53.3%となっています。困りごとについては「本人に合った支援」が 22.7%、「送迎」「指導員の充実」が 16.0%となっています。

所持手帳別で困りごとをみると、すべての種類において「本人に合った支援」が最も高くなっています。

単位：%		送迎	本人に合った支援	指導員の充実	進路相談	医療ケア	関係機関との連携が不十分	特にない	その他
全体 (n=75)		16.0	22.7	16.0	5.3	5.3	1.3	53.3	8.0
所持手帳	身体 (n=25)	8.0	16.0	12.0	4.0	12.0	0.0	64.0	4.0
	療育 (n=56)	17.9	25.0	21.4	7.1	7.1	1.8	48.2	8.9
	精神 (n=13)	15.4	30.8	7.7	0.0	15.4	0.0	53.8	0.0

学校に通学している（いた）人への質問

⑯学校教育（特別支援学級等）で困っている（いた）ことはあるか。（MA）

「特にない」が 34.7%となっています。困りごとでは「友人との関係づくり」が 30.7%と最も高く、次いで「本人に合った支援」が 24.0%、「特別支援教育担当指導員等の充実」が 21.3%となっています。

所持手帳で困りごとをみると、[身体] は「本人に合った支援」、[療育] では「友人との関係づくり」、[精神] では「本人に合った支援」「通常学級への受入れ」が高くなっています。

単位：%		送迎	友人との関係づくり	本人に合った支援	特別支援教育担当指導員等の充実	通常学級への受入れ	進路相談	医療ケア（専門医の不足等）	関係機関との連携が不十分	介助員の不足	登校できていない	特にない	その他
全体 (n=75)		12.0	30.7	24.0	21.3	5.3	14.7	1.3	5.3	4.0	8.0	34.7	8.0
所持手帳	身体 (n=20)	5.0	15.0	20.0	10.0	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.0	10.0
	療育 (n=65)	12.3	35.4	26.2	24.6	4.6	16.9	1.5	6.2	4.6	9.2	29.2	7.7
	精神 (n=9)	0.0	11.1	22.2	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	44.4	11.1

家族など手助けしている人が「いる」と答えた人への設問

⑰手助けする人の年齢は何歳か。(令和5年8月1日現在)(数字で記入)

全体では「70歳代」が28.6%と最も高く、次いで「60歳代」が18.9%、「50歳代」が14.4%となっています。

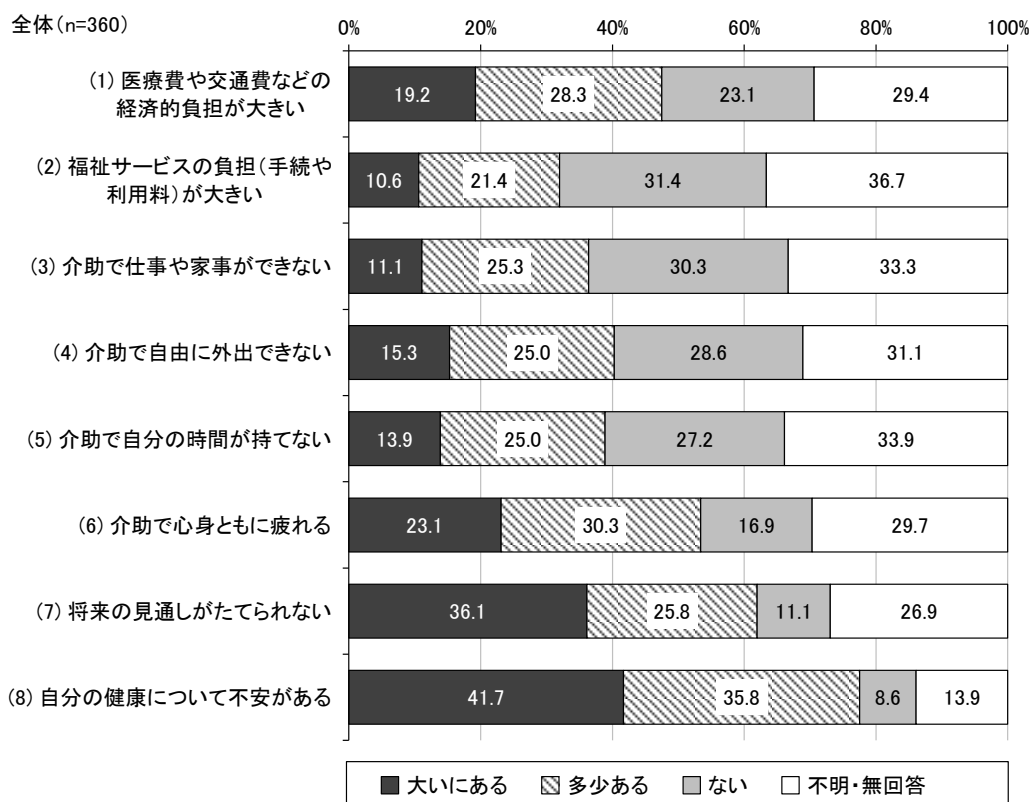
所持手帳でみると、[身体][精神]では「70歳代」、[療育]では「50歳代」が高くなっています。また、[療育]では「40歳代」が他と比べて高くなっています。

単位:%		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上	不明・無回答
全体(n=360)		0.6	0.6	2.5	6.4	14.4	18.9	28.6	12.2	1.4	14.4
所持手帳	身体(n=218)	0.0	0.9	0.5	1.4	12.8	20.2	33.5	14.7	1.8	14.2
	療育(n=98)	2.0	0.0	7.1	19.4	21.4	15.3	13.3	6.1	0.0	15.3
	精神(n=72)	0.0	0.0	1.4	1.4	12.5	16.7	34.7	13.9	1.4	18.1

家族など手助けしている人が「いる」と答えた人への設問

⑱手助けをしている人の負担感(MA)

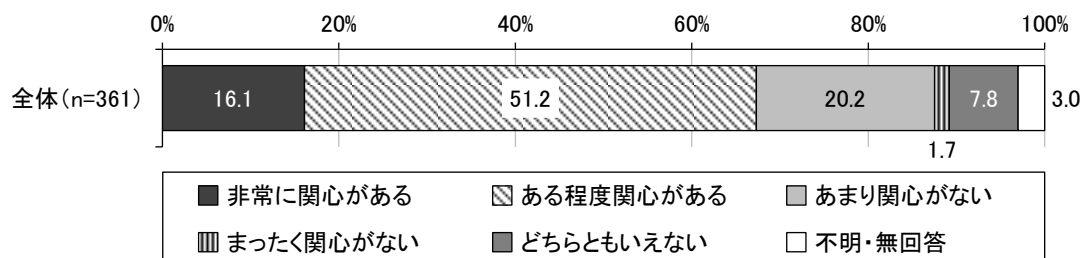
手助けをしている人にとって、以下の項目についてあてはまるものをみると、『ある(「大いにある」と「多少ある」の合計)』では【(8)自分の健康について不安がある】が77.5%と最も高く、次いで【(7)将来の見通しがたてられない】が61.9%、【(6)介助で心身ともに疲れる】が53.4%となっています。



(2) 18歳以上の市民への調査

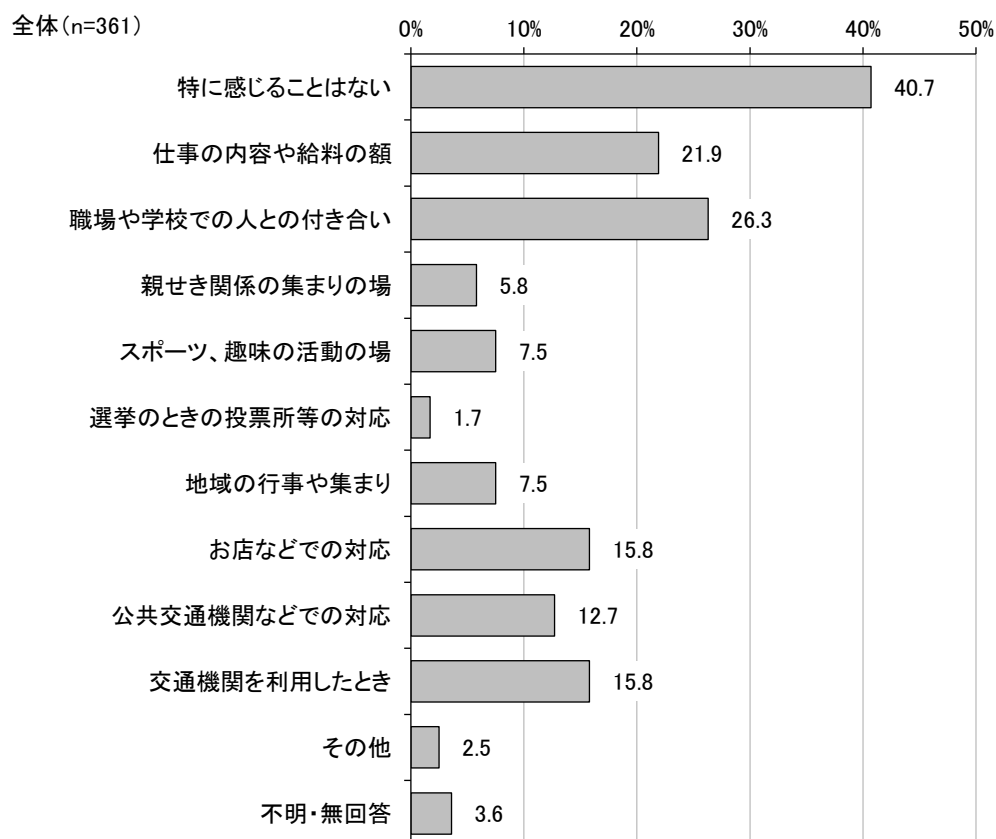
①障がいのある人の福祉について関心があるか。(SA)

「ある程度関心がある」が51.2%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が20.2%、「非常に関心がある」が16.1%となっています。



②日常生活において、障がいのある人が差別や偏見を受けたりしていると感じることがあるか。(MA)

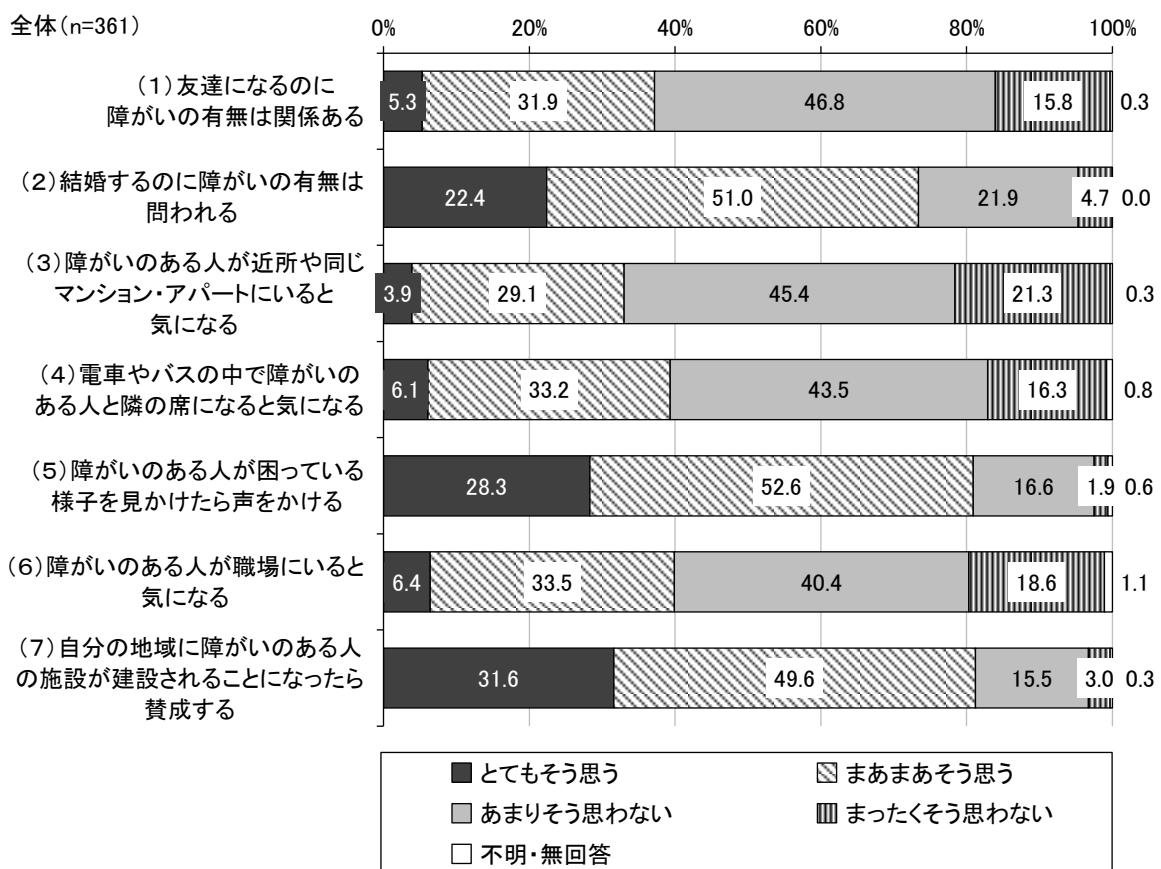
「特に感じることはない」が40.7%となっています。感じることについては「職場や学校での人との付き合い」が26.3%と最も高く、次いで「仕事の内容や給料の額」が21.9%、「お店などでの対応」「交通機関を利用したとき」がともに15.8%となっています。



③障がいのある人の生活についての考え。(SA)

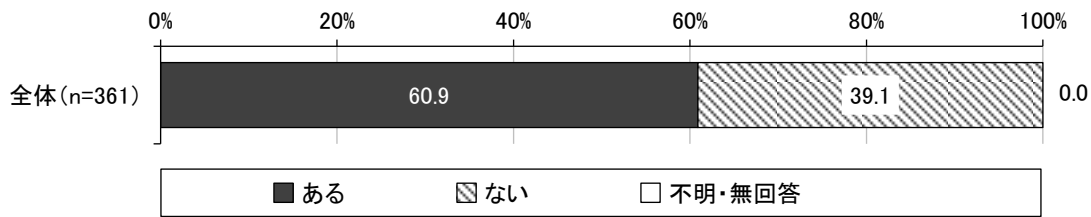
障がいのある人の生活についての考え方をみると、『そう思う(「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計)』では、【(7) 自分の地域に障がいのある人の施設が建設されることになったら賛成する】が81.2%と最も高く、次いで【(5) 障がいのある人が困っている様子を見かけたら声をかける】が80.9%、【(2) 結婚するのに障がいの有無は問われる】が73.4%となっています。

『そう思わない(「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計)』では、【(3) 障がいのある人が近所や同じマンション・アパートにいると気になる】が66.7%と最も高く、次いで【(1) 友達になるのに障がいの有無は関係ある】が62.6%、【(4) 電車やバスの中で障がいのある人と隣の席になると気になる】が59.8%となっています。



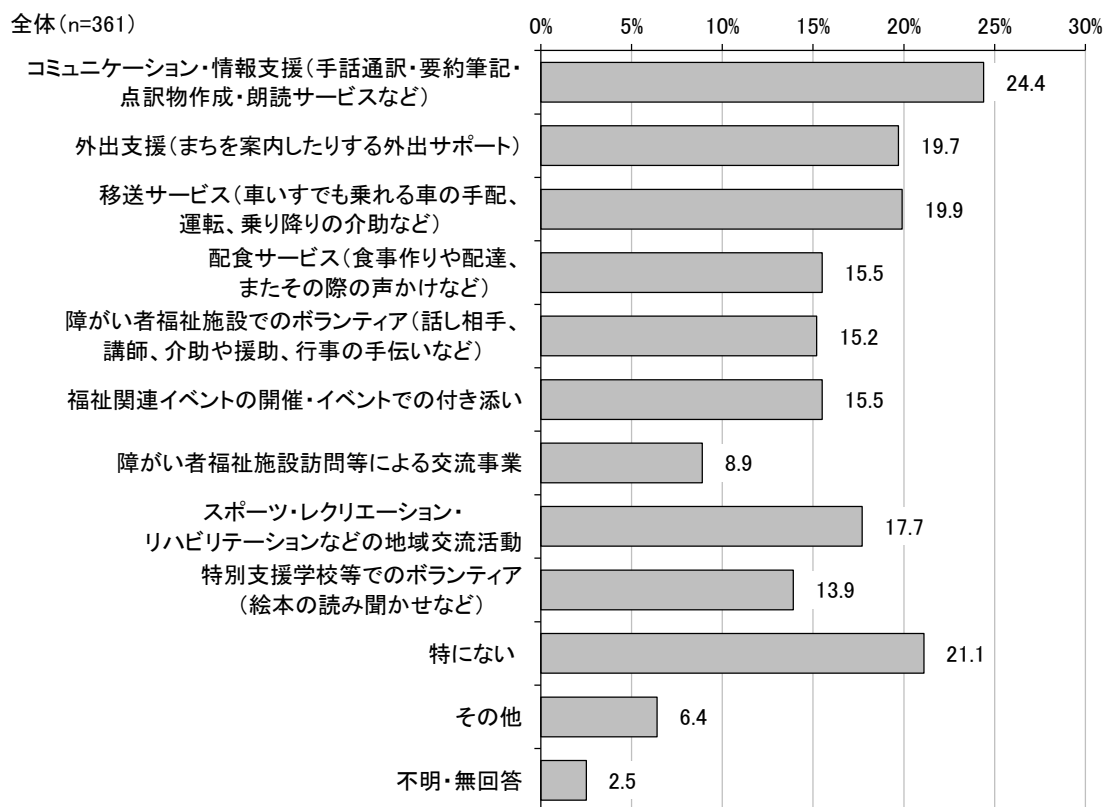
④障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをしたりしたことがあるか。(SA)

「ある」が60.9%と、「ない」の39.1%を上回っています。



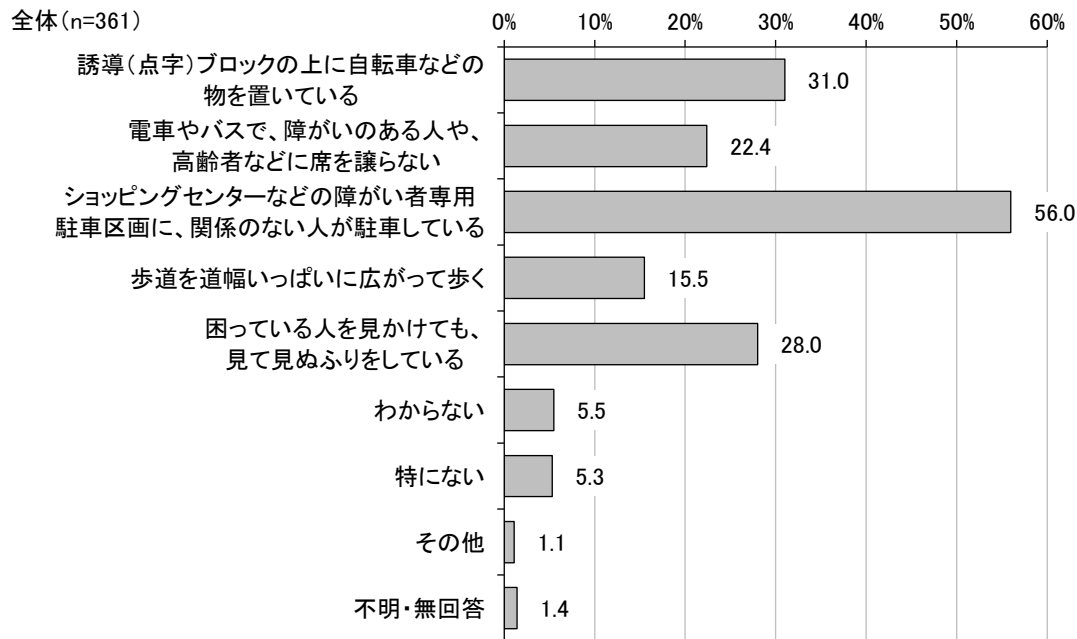
⑤障がいのある人に対してどんな支援や活動がしたいか。(SA)

「コミュニケーション・情報支援(手話通訳・要約筆記・点訳物作成・朗読サービスなど)」が24.4%と最も高く、次いで「特にない」が21.1%、「移送サービス(車いすでも乗れる車の手配、運転、乗り降りの介助など)」が19.9%となっています。



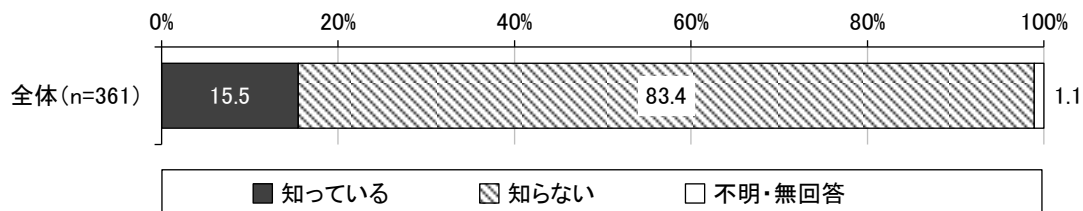
⑥まちで見かける人の行動で、特に問題があると思うことは何か。(MA)

「ショッピングセンターなどの障がい者専用駐車区画に、関係のない人が駐車している」が56.0%と最も高く、次いで「誘導(点字)ブロックの上に自転車などの物を置いている」が31.0%、「困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている」が28.0%となっています。



⑦平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを知っているか。(SA)

「知らない」が83.4%、「知っている」が15.5%となっています。

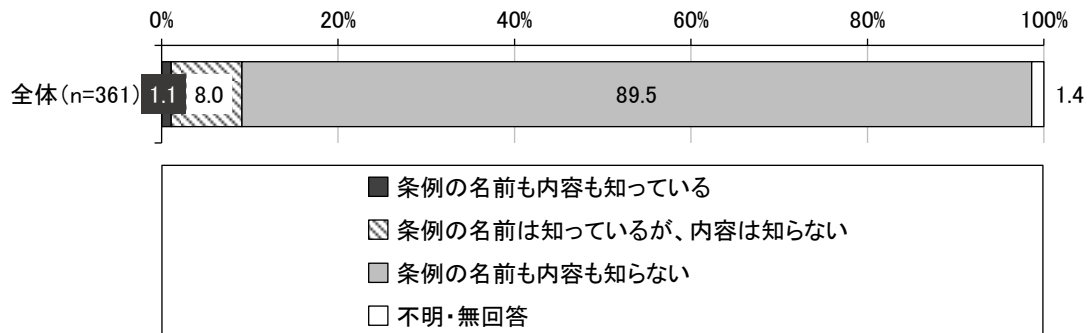


障害者差別解消法の認知度を就労状況別にみると、「働いている」「働いていない」ともに8割以上が「知らない」と回答しています。令和6年4月施行の改正障害者差別解消法により、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていることから、今後よりいっそうの周知が必要です。

単位: %		知っている	知らない	不明・無回答
全体 (n=361)		15.5	83.4	1.1
就労状況	働いている (n=288)	16.3	83.0	0.7
	学生 (n=4)	0.0	75.0	25.0
	働いていない(学生以外) (n=54)	12.3	87.7	0.0
	その他 (n=4)	25.0	75.0	0.0

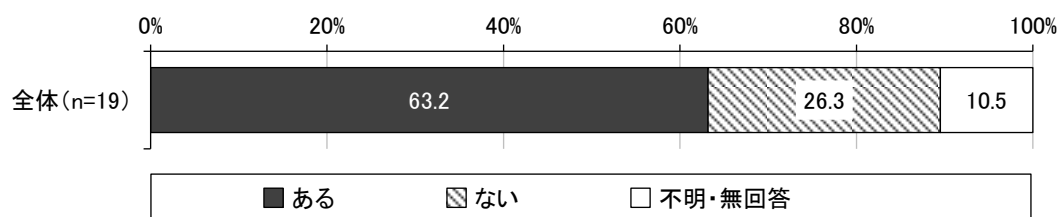
⑧平成 28 年 10 月に加西市手話言語条例が施行されたことを知っているか。(SA)

「条例の名前も内容も知らない」が 89.5%と最も高く、次いで「条例の名前は知っているが、内容は知らない」が 8.0%、「条例の名前も内容も知っている」が 1.1%となっています。手話が音声言語と対等な言語であることを認識し、手話の理解を広げ、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らせる地域社会を実現するため、今後よりいっそうの周知が必要です。



(3) 事業所への調査

①利用者からの依頼に対して、受け入れできなかったことがあるか。(SA)
「ある」が63.2%、「ない」が26.3%となっています。



①で「ある」と回答された事業所への設問

②受け入れができなかった理由は何か。(MA)

多数の事業所が、「希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」及び「新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」ことを理由に受け入れができなかったと回答しています。

単位：件

	希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった（夜間、休祝日など）	事業所では対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度などによる）	新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）	その他
居宅介護	1			2	1
行動援護	1			1	
生活介護	1		2	1	
自立訓練（生活訓練）					1
就労継続支援（B型）	1				
短期入所	1				
施設入所支援	1		1		
計画相談支援				1	1
移動支援	1			1	
児童発達支援	1				
放課後等デイサービス	3	1	1	2	
障害児相談支援				1	

③利用者からは、どのような障害福祉サービスを望む声が多いか。(MA)

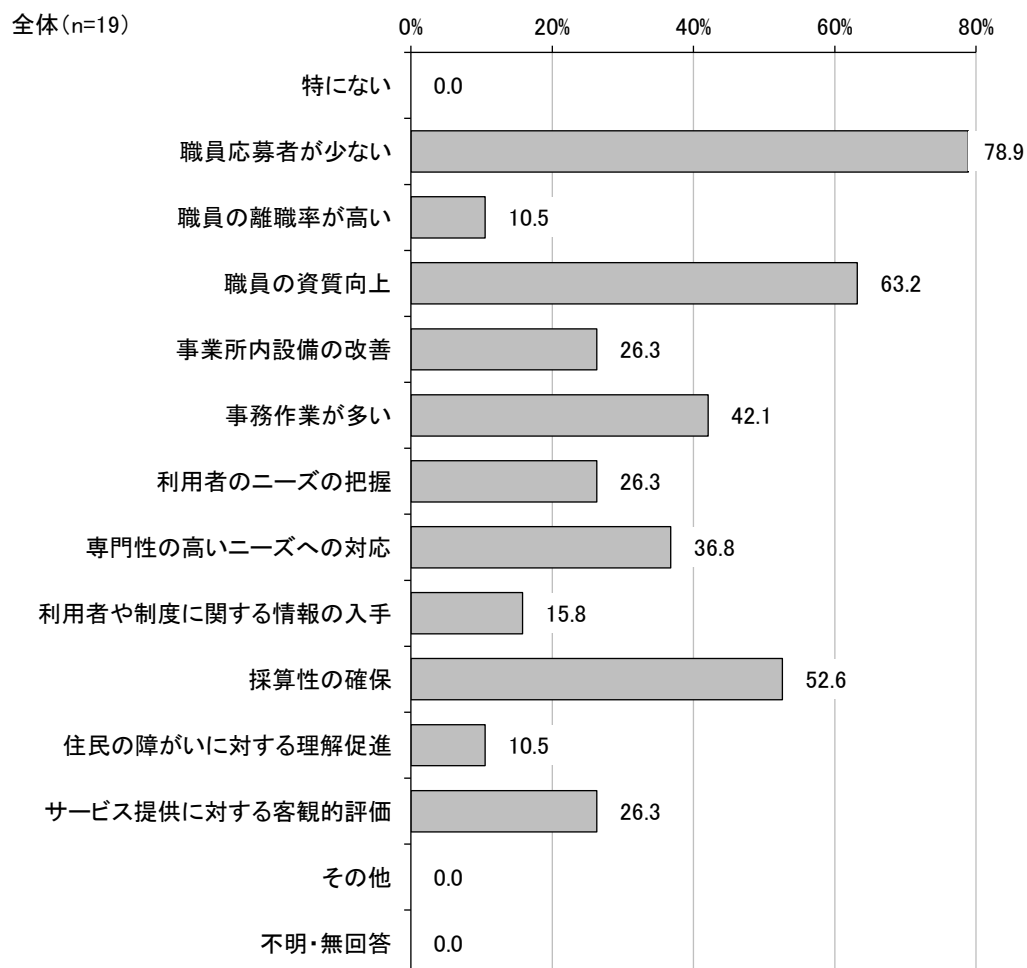
利用者から望む声が多い障害福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が 31.6%と最も高く、次いで「短期入所」「施設入所支援」が 26.3%、「移動支援」が 21.1%となっています。

全体 (n=19)	件数 (件)	割合 (%)
居宅介護	3	15.8
重度訪問介護	0	0.0
同行援護	1	5.3
行動援護	0	0.0
重度障害者等包括支援	0	0.0
生活介護	2	10.5
自立訓練 (機能訓練)	1	5.3
自立訓練 (生活訓練)	0	0.0
宿泊型自立訓練	0	0.0
就労移行支援	0	0.0
就労継続支援 (A型)	0	0.0
就労継続支援 (B型)	1	5.3
就労定着支援	0	0.0
療養介護	0	0.0
短期入所	5	26.3
自立生活援助	0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	3	15.8

全体 (n=19)	件数 (件)	割合 (%)
施設入所支援	5	26.3
計画相談支援	2	10.5
地域移行支援	0	0.0
地域定着支援	0	0.0
移動支援	4	21.1
地域活動支援センター	1	5.3
訪問入浴サービス	2	10.5
日中一時支援	2	10.5
児童発達支援	2	10.5
医療型児童発達支援	0	0.0
放課後等デイサービス	6	31.6
保育所等訪問支援	1	5.3
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0
障害児相談支援	2	10.5
その他 (学校卒業後の活動の場)	1	5.3
不明・無回答	1	5.3

④提供するサービスの質の向上に向けた課題は何か。(MA)

提供するサービスの質の向上に向けた課題については、「職員応募者が少ない」が78.9%と最も高く、次いで「職員の資質向上」が63.2%、「採算性の確保」が52.6%となっています。



5 ワークショップの開催結果

(1) ワークショップの趣旨

本計画を策定する中で、暮らしにくさを感じる子どもの保護者の方々の意見を把握し、計画に反映させるため、ワークショップを全2回開催し、福祉サービスの利用状況や改善点、今後の利用意向についての意見抽出を行いました。

(2) 開催概要

<第1回目>

■参加者（対象）：障がいや発達に遅れのある子どもをおもちの保護者

■開催日：令和5年10月22日（日）

■ワークショップのテーマ：

“暮らしにくさを感じる子どもたちの福祉サービスを考えるワークショップ”

■内容：

<ステップ①> 『暮らしの中での困りごと』について

<ステップ②> 『子どもたちの福祉サービス』について

<ステップ③> 『暮らしやすくなるために必要なこと』について

<ステップ①>では場面を分けた日常での困りごとについて、<ステップ②>では子どもの福祉サービスの利用状況や改善点、今後の利用意向について意見を挙げていただきました。それらを踏まえて、<ステップ③>では、サービスでは解決が難しい困りごとに対し、どのような取組や改善策が必要かということについて意見を出していただきました。

■主な意見：

①暮らしの中で感じる困りごとについて

- ・障がいの症状が強く出たときなど、気軽に相談できる場がない
- ・予約して話を聞いてもらうことのハードルが高い
- ・言葉で伝えることなど、コミュニケーションが難しい
- ・子どもが落ち着かない時が大変
- ・発達障がいの子どもの周囲の理解に差がある
- ・子どもが病気の時に預かってもらうことが大変
- ・いろいろなサービスがあることをもっと早く知りたかった

②障害福祉サービスについて

<児童発達支援>

- ・児童発達支援の支援内容が良い
- ・母親同士の交流の場が良かった
- ・専門職の人が子どもと頻繁にふれあい関係性を築けると良い

<放課後等デイサービス>

- ・高校生までみてもらえてうれしい
- ・子どもの特性にあわせてみていただいている
- ・送迎があり助かる
- ・利用料が負担
- ・仕事の時間と合わない

<保育所等訪問支援>

- ・園だけでなく学校の学童にも訪問に入ってもらえるのが良い

<障がい児タイムケア事業>

- ・良い事業だが利用料が負担
- ・手続きを簡素化してほしい

③暮らしやすくなるために必要なことや改善策について

<相談について>

- ・気軽に相談できて、次のステップにつながる場があると良い
- ・保護者が孤立しないように、相談の場を充実させる

<理解促進について>

- ・発達障害の子どもへの理解をもっと深める
- ・広報などパッと目につくようにパンフレットなどを置いてほしい

<教育について>

- ・学校外でも障がいのある子とない子が関われる場が必要

<将来について>

- ・障がいのある子どもが将来的に働ける場の確保
- ・将来の道筋が分かるよう、進路選択など先例を教えてほしい
- ・障がいがあっても自立した生活をさせてやりたい
- ・職業訓練など、手に職をつけさせたい

<日常生活のサポート>

- ・障がいのある子どもの病児保育がほしい
- ・買い物や外出等のサポートがあると良い
- ・障がいのある子どもの保護者が働きやすくなる支援があると良い

<第2回目>

■参加者（対象）：障がいや発達に遅れのある子どもをおもちの保護者、支援者

■開催日：令和5年12月3日（日）

■ワークショップのねらい：

- ・ライフステージごとの困りごとの抽出
- ・皆で考えよう福祉サービス

■内容：

<ワーク①> 「子どもの困りごと・親の困りごと」

4つのライフステージで発生する困りごとについて、子ども目線、保護者目線で意見を出し合っていました。

<ワーク②> 「困りごとを解決するために ～あったらいいな～」

ワーク①で出された困りごとをベースに、それを解決するための制度・福祉サービス・取組など、「あったらいいな」と思うものを提案していただきました。

■主な意見：

①子どもの困りごと・親の困りごと

○ 子ども編

12月（現在）	小学校
<ul style="list-style-type: none">・ 行きたいけど学校に行けない（寝起きが悪く、起きててもイライラしている）・ 建前ができず、思いのままに言葉が出てしまう・ 冬場は着衣枚数が増え、シャツが出てしまう（身だしなみの乱れ）	<ul style="list-style-type: none">・ 交流級の子ともと仲良くなる方法がわからない・ 自分の気持ちを伝えることが苦手・ 避難訓練が苦手（事前把握が必要）
思春期	社会に出てから
<ul style="list-style-type: none">・ 性問題（恋愛、裸が恥ずかしいと思わない）・ 自分が人と違うことに疑問を感じる、悩む・ 自分の将来が不安。中3のため、周囲の受験生と比べてしまう	<ul style="list-style-type: none">・ 仕事ができるのか不安を感じる・ 社会のルールに疑問を感じる・ 交通の便が悪い

○ 保護者編

12月（現在）	小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 服装の季節感を伝えられない、伝わらない ・ クリスマスプレゼントが定まらない（子どもが自身の考えをまとめることが難しい） ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに繋いでもらえない ・ 欲しい情報にたどり着けない →案内機会を増やす（図書館や市役所、学校等すぐ分かる手段がほしい） →ホームページやチラシによる周知 →支援機関につながる窓口 ・ 教育機会確保法の周知（休む≠悪の考えの払拭） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援の引継ぎがされていない（転園時の引継ぎ） →二次障害に繋がった ・ 療育施設の充実 ・ 放課後等デイサービスなどの受け入れ人数を拡大してほしい ・ 市の障がい児タイムケア事業に特別支援学級の児童も受け入れてほしい ・ 周囲とトラブルがあり、色んな人に謝罪に行った ・ 親と離れて出かけられない（行動援護、移動支援が少ない） ・ 移動支援の枠を広げてほしい（通学も可能に） ・ 子どもの特技を評価してもらいたい
思春期	社会に出てから
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいについて本人への告知が難しい ・ 周囲の子からなぜ支援級に行っているか聞かれたときに困った →学校で説明をしてもらえた ・ 障がいがあるからできないと決めつけない（子ども、親、社会） →親が周囲から批判をされることを恐れて子どもに経験をさせられない ・ 親と離れての宿泊体験の機会 ・ 「性」の問題（どのように伝えたらいいかわからない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス→ショートステイ→グループホームのようなステップを踏める資源

○ 全体にかかる意見

- ・ 合理的配慮（スポーツクラブの入会を断られたことがある）
- ・ ヘルプマークの理解・周知
- ・ 子どものサービスのモニタリングをするために自分の時間がとられる
- ・ 紙おむつの補助をしてほしい（サイズがおおきくなると高額になる）

② 「困りごとを解決するために ～あったらいいな～」

- ・ 困りごとを集約する場
- ・ 一目で分かる相談先
- ・ 保護者を休ませることができる資源
- ・ 発達障がいの子どものが相談できる LINE や電話の窓口が（手続きについて相談できる）
- ・ 社会に出るための指導をしてもらえる塾（一人で生きていけるための指導）
- ・ 子どもの良いところを見つけるために、誤解をうまないための周知・啓発
- ・ 同世代の子どもたちと一緒に参加できる場所・イベント
- ・ 困りごとを発信できる機会や場所

6 基本理念



<基本理念>



障がいのある人の多様な個性が輝く、
誰もが安心して暮らせるまちづくり



「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指しています。

また平成 23 年に「障害者虐待防止法」が、平成 25 年には「障害者差別解消法」が成立し、障がいのある人の人権の保障や、障がいのある人に対する市民の共助（合理的配慮）のいっそうの推進が求められています。

本市においてもこの理念にのっとり、障がいのある人も障がいのない人と同様、自らの意思決定に基づき社会に参加し、生活する主体としてとらえ、障がいのある人もない人も互いに支えあいながら自己実現できる地域社会づくりを目指し、取組を推進してきました。

一方で、発達障がいや医療的ケアの必要な児童等のように、比較的新しい概念で現在浸透が図られている障がい等については、制度の普及や社会での理解が十分に進んでいるとはいえない状況もみられ、障害福祉に関わる課題はより複雑で多様なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出を控えたり、人と接する機会が減少したりするなど、生活様式も大きな変化を受けました。こうした変化に柔軟に対応してきた経験を活かすとともに、新たなつながりや支え合いによるセーフティネットの構築を図り、障がいのある人がこれまで以上に安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

以上のことから、本計画ではこれまで本市で実践してきた取組を継承し、さらなる深化・推進を図るため、「加西市障害者基本計画」「第 6 期加西市障害福祉計画」「第 2 期加西市障害児福祉計画」で掲げた基本理念を踏襲し、「障がいのある人の多様な個性が輝く、誰もが安心して暮らせるまちづくり」に向けて、加西市で暮らす誰もが協力し、お互いに尊重し、支えあい、共に生きる安心できるまちの実現を目指します。

7 基本指針のポイント

本計画は、障がいのある人が、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らし続けられる地域社会づくりを推進するという総合支援法の理念を踏まえるとともに、本法律に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成される国の基本指針に基づき策定します。

以下に、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針のポイントを整理します。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・短期入所やグループホーム等を活用し、地域で自分らしく継続して暮らしていくために、地域生活における自己決定・自己実現に向けた支援の充実
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
- ③福祉就労等から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
 - ・就労選択支援の創設への対応
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域における障がい児の理解とインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた取組の推進

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報
- ・ICT やロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
- ・定期的に当事者や養護者の意見を聴く機会やピアカウンセリングの場を設け、不安の解消と課題やニーズを的確に把握し、施策につなげる

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握
- ・障がい者（児）にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かなニーズ把握

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通支援の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービス見込量以外の活動指標の策定を任意化

8 計画の推進体制

(1) 連携・協力の確保

障がいのある人の施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等、広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内相互はもとより、国、県及びその関係機関・団体並びに加西市社会福祉協議会、加西市障害者自立支援協議会、加西市社会福祉法人連絡協議会や近隣5市1町が共同で設置する北播磨障がい福祉ネットワーク会議等と緊密な連携・協力を図ります。

(2) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障害者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を促進します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、多様な人々が共に支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「こころのバリアフリー化」を推進するとともに、合理的配慮の実践が広く行きわたるよう努めます。

(3) 計画の評価・管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、北播磨障がい福祉ネットワーク会議や障がい者団体との意見交換等を通じて、年に1回は成果目標・活動指標等をはじめとする本計画の検証を行うとともに、その結果を公表し、必要かつ効果的な施策・事業の実現に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。

(4) 情報提供

広く市民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙、パンフレット、市のホームページ等を通じて、周知に努めます。

第2部 第7期障害福祉計画

1 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障害福祉サービスの提供に必要なサービス量の見込みや、その確保の方策などを定めた実施計画です。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域社会全体で市民が主体的に障がい者支援に取り組むための仕組みづくりや、障がい者福祉を支える人材の確保、障がいのある人の社会参加の促進などに関する取組についても定めます。

なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。

本市の課題である地域移行とそのための体制整備、そして地域社会全体での支援の必要性を踏まえ、特に重点的に推進するポイントを以下の通りにとりまとめ、各サービスの基盤整備とともに質の充実に取り組めます。

○地域生活への移行

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設への入所あるいは病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供が求められています。これまで整備してきた地域生活支援拠点等の活用をさらに進めるとともに、公的なサービス以外の地域資源を最大限に活かし、障がいのある人の生活を、地域全体で支える共生社会の実現を目指します。

○事業所におけるサービスの質向上と人材確保

事業所アンケート調査では、職員の確保や資質の向上が課題としてあげられています。障がいの高齢化・重度化が進み、多様な支援が求められる中、障がいのある人が将来にわたって適切な福祉サービスが受けられるよう、サービス提供事業者間や多職種の連携強化をはじめ、専門性を高めるための研修等の推進により、福祉人材の確保や定着に努め、サービス全体の質の向上を図ります。

○障がいのある人への理解促進

誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指すために、地域全体でアクセシビリティ向上を図り、物理的バリアと社会的バリアを解消することが重要です。また、情報の取得や意思疎通に関する取組は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために不可欠です。社会全体にわたり合理的配慮を進めるため、障がいのある人への理解を深める啓発の充実に努めます。

2 令和8年度に向けた成果指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【前計画における目標値と令和4年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
地域生活移行者数（人） 平成28年度末基準からの累計人数 《国の指針／令和元年度末時点の施設入所者数71人の6%以上》	5	9
施設入所者数の削減（人） 年度末時点の入所者数 《国の指針／平成28年度末時点の施設入所者数71人から1.6%以上削減》	69 (2人削減)	63

今回の国・県の指針

- 地域生活移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末時点の5%以上削減

【本計画における数値目標等】

令和4年度末時点の施設入所者数は63人であり、令和8年度末の地域生活移行者数の目標は、63人の6%（3.8人）以上となる4人とします。

施設入所者数の削減目標については、63人の5%以上の削減（59.9人）となる59人とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（人）《A》	63	
【目標】地域生活移行者の増加（人）	4	《A》×0.06
【目標】施設入所者の削減（人）	59 (4人削減)	《A》×0.95

(2) さまざまな障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

【前計画における目標値と令和4年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置（有無） 《国の指針／設置すること》	有	有

《この項目に関する活動指標の実績》

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度 実績見込	令和5年度 目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1	1	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	24	23	16	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数（回）	1	1	1	1

今回の国・県の指針

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する

【本計画における数値目標等】

関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置（有無）	有	有	有

《この項目に関する活動指標》

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	18	18	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数（回）	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

【前計画における目標値と令和5年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
地域生活支援拠点等の確保数（か所） 《国の指針／令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ》	1	1 (年度内確保見込)
運用状況の検証・検討回数（回／年） 《国の指針／年1回以上実施》	1	0

今回の国・県の指針

- 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどして効果的な支援体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証および検討すること
- 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること《新》

【本計画における数値目標等】

障がいのある人の地域生活の安心の確保や、入所施設や病院からの地域移行を推進することなどを目的とし、令和5年度末に複数の機関が分担して機能を担う面的整備として地域生活支援拠点等を設置し、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図ります。また、令和6年度以降は、自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運用状況について、検証及び検討を継続的に行い、さらなる充実と改善を図っていきます。

強度行動障害を有する人の支援については、障害福祉サービスを利用するにあたってのニーズの把握や支援体制の整備を検討していきます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標】地域生活支援拠点等の確保数（か所）	1	1	1
【目標】運営状況の検証・検討回数（回／年）	1	1	1
【目標】強度行動障害を有する方への支援体制の整備（有無）	無	無	有

(4) 福祉就労等から一般就労への移行等

【前計画における目標値と令和3年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
福祉就労等から一般就労への移行者数（人） 《国の指針／令和元年度末実績の1.27倍以上》	9	3
うち就労移行支援事業（人） 《国の指針／令和元年度末実績の1.30倍以上》	4	2
うち就労継続支援A型（人） 《国の指針／令和元年度末実績の1.26倍以上》	3	0
うち就労継続支援B型（人） 《国の指針／令和元年度末実績の1.23倍以上》	2	1
就労定着支援事業利用者数（人） 《国の指針／一般就労への移行者のうち7割以上》	7	0
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所（か所） 《国の指針／7割以上》	1	0

今回の国・県の指針

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
（うち、就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上、
就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上）
- 就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：5割以上《新》
- 就労定着支援事業利用者数：令和3年度利用実績の1.41倍以上
- 就労定着率が7割以上の事業所：2割5分以上

【本計画における数値目標等】

令和3年度の一般就労への移行者数は3人となっており、国の指標に基づく令和8年度末時点の一般就労への移行者数の目標値は4人以上となります。一方で、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の目標値（人数）を合計すると6人となることから、令和8年度末時点の一般就労への移行者数の目標値を6人とします。

また、本市の就労移行支援事業所は1か所であるため、当該事業所利用者における5割以上の一般就労への移行を促進します。あわせて、就労定着支援事業所の設置を目指すとともに、就労定着の支援に努めます。

障がい者の経済的、社会的自立を確立するために、就労支援は必要不可欠であり、就労支援事業者やハローワーク、北播磨地域障害者就業・生活支援センターなどと密に連携して、自己決定に基づいた丁寧な支援を心がけます。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者数（人）《A》	3	
うち、就労移行支援事業（人）《B》	2	
うち、就労継続支援A型（人）《C》	0	
うち、就労継続支援B型（人）《D》	1	
【目標】一般就労への移行者の増加（人）	6	《A》×1.28以上
うち、就労移行支援事業（人）	3	《B》×1.31以上
うち、就労継続支援A型（人）	1	《C》×1.29以上
うち、就労継続支援B型（人）	2	《D》×1.28以上
【目標】一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合（%）	100 (1か所)	令和8年度において、就労移行支援事業利用就労者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
令和3年度の就労定着支援の利用数（人）《E》	0	
【目標】就労定着支援事業利用者数（人）	7	《E》×1.41以上 第6期の目標を踏襲する
【目標】令和8年度末の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所（%）	100 (1か所)	就労定着率7割以上の事業者を全体の2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

【前計画における目標値と令和4年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（有無）	有	有
総合的・専門的な相談支援の実施の有無（有無）	有	有
サービスの質の向上を図るための体制構築（有無）	有	有

《この項目に関する活動指標の実績》

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度 実績見込	令和5年度 目標
総合的・専門的な相談支援の実施（件／年）	11,235	10,061	10,140	15,800
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件／年）	10	15	20	20
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数（件／年）	3	3	12	2
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数（回／年）	12	12	20	12
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施する研修の参加人数（人）	11	9	11	10
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無（有無）	有	有	有	有

今回の国・県の指針

- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

【本計画における数値目標等】

本市では、平成29年度に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能強化に努め、庁内各課や関係機関等との連携を密にして、課題や情報の共有を進めながら他分野とのネットワークづくりを図り、総合相談体制のいっそうの充実に努めます。また、自立支援協議会等での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を進めます。

障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築については、障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を共有する体制を構築しており、本システムの活用を通じて、利用者に対し真に必要とするサービスを適切に提供できる大切な構築に努めます。

項 目	考え方
【目標】 基幹相談支援センターの設置	設置済み
【目標】 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターを中心とし、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実に努める
【目標】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の整備	加西市障害者自立支援協議会等による個別支援会議等を通じて検討された地域課題を踏まえ、社会資源の開発、施策の充実に努める
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制を構築済み 障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有し、事業者への指導を行う

《この項目に関する活動指標》

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件／年）	12,600	14,200	15,800
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件／年）	3	3	3
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回／年）	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数（回／年）【新規】	12	12	12
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回／年）【新規】	6	6	6
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数（か所／年）【新規】	12	12	12
協議会の専門部会の設置数（部会数）【新規】	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数（回／年）【新規】	2	3	4
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施する研修の参加人数（人）	10	10	10
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無（有無）	有	有	有

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための施策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障がいのある人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 居宅介護、同行援護、行動援護は、今後一定数の利用の伸びがあるものと考えられることから、増加傾向で推移するものとして見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	897	650	795	1,277	1,432	1,622
	人/月	52	52	66	74	83	94
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	235
	人/月	0	0	0	0	0	1
同行援護	時間/月	36	32	31	42	49	56
	人/月	7	6	5	6	7	8
行動援護	時間/月	8	62	101	186	248	310
	人/月	1	2	4	6	8	10
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用時間」、下段は1か月当たりの利用人員
実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

【見込量確保のための方策】

- 訪問系サービスについては、今後とも利用増が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して人材の育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図ります。
- 重度訪問介護については、ニーズが発生した時に備え、サービス提供事業者の確保に努めます。また、重度障害者等包括支援は、全国的にみても事業所、利用者ともに少ないサービスであるため、今後の普及の状況とニーズの動向を鑑みながら確保について検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。

サービス名	内 容
就労継続支援A型	<p>一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。</p> <p>一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。</p>
就労継続支援B型	<p>企業等や就労継続支援A型での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。</p> <p>雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。</p>
就労定着支援	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれにとまなう課題解決に向けて、必要となる支援を行います。</p>
療養介護	<p>医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。</p>
短期入所 (福祉型、医療型)	<p>介護者が病気の場合等の理由や、介護者のレスパイトサービス(休息)としての役割により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴・排せつ・食事等の介護等のサービスを行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設においてサービスを行います。</p>

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 生活介護や就労継続支援A型、就労継続支援B型で利用者の増加傾向がみられることから、今後も十分なサービスの提供ができるよう見込みます。
- 新規サービスである就労選択支援については、新たに就労移行支援や就労継続支援を利用する人が対象となるため、過去の新規利用の動向を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,928	2,972	3,065	4,080	4,548	5,075
	人/月	150	155	187	209	233	260
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	50	11	0	25	50	75
	人/月	2	1	0	1	2	3
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	54	82	64	63	84	105
	人/月	3	4	3	3	4	5
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	1	3
就労移行支援	人日/月	94	124	111	142	159	177
	人/月	6	7	7	8	9	10
就労継続支援 A型	人日/月	663	733	745	884	964	1,065
	人/月	33	39	40	44	48	53
就労継続支援 B型	人日/月	2,139	2,173	2,277	2,310	2,343	2,375
	人/月	135	136	139	141	143	145
就労定着支援	人/月	0	1	2	3	5	7
療養介護	人/月	10	11	11	12	13	14
短期入所	人日/月	231	251	241	340	369	406
	人/月	35	34	42	46	50	55

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用日数」下段は1か月当たりの利用人員
実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、今後ニーズの増加が明らかである生活介護や自立訓練については、サービス提供事業者と連携して、受入枠の拡大に努めます。
- 就労選択支援は、令和7年度から開始される新たなサービスであり、既存の事業者をはじめとして幅広くサービスの周知を図りながら、参入の促進を図ります。
- 今後ともニーズの増加が見込まれる就労継続支援A型、就労継続支援B型については、サービス提供事業者と連携して、受入枠の拡大に努めます。
- 就労移行支援については、ニーズの動向や成果目標との整合を踏まえながら、サービス提供事業者との連携を図り、受入枠の拡大に努めます。
- 同じくニーズの増加が見込まれる就労定着支援については、受入枠の拡大に努めるとともに、雇用側の事業者に対し、障がい者雇用についての理解促進を図り、一般就労に移行した人が職場に長く定着できるように努めます。
- 地域生活支援拠点等の機能のひとつである「体験の機会や場の提供」を行うために整備された単独型短期入所施設の利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共同生活援助（グループホーム）は増加傾向で推移しており、障がいのある人やその介護者の高齢化などを踏まえ、今後とも増加で推移するものと見込みます。
- 施設入所支援の利用ニーズの動向を踏まえつつ、成果目標に向けて入所者の地域移行の促進に努めながら見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	5	4	4	5	6
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	38	40	40	42	44	46
施設入所支援	人/月	65	62	59	59	59	59

※数値は1か月当たりの利用人員。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の自立促進や介助する人の高齢化などを背景に、今後もニーズは拡大するものと見込まれますが、地域移行を促進するためには重要なサービスであるため、サービス提供事業者の新規参入促進などを図り、受入体制の拡大に努めます。
- 自立生活援助は、地域移行の流れの中、地域で安心して自分らしく継続して暮らしていくために、事業を担うサービス提供事業者の確保、拡大に努めます。

(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 計画相談支援の利用者が増加しており、適切かつ計画的なサービスが障がいのある人に行きわたるよう、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	113	130	140	156	174	194
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	2

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、今後もサービス利用者の増加に備え、計画相談支援事業者との連携を図り、人材育成等体制整備に努めるとともに、サービスを必要とするすべての人に適切な支援計画が策定されるよう、質の向上に努めます。
- 施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。
- 当市の課題としてセルフプランの多さがあるため、相談支援事業所の新規開設補助や相談員の人材育成により、課題解消を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

■指標の内容

指 標	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	14	0	15	15	15
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- 関係者との連携・協働に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

■ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的バリアをなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 障がいのある人への理解促進に向けて、これまでもさまざまな機会をとらえて啓発に努めてきましたが、今後もさらに理解が進み、障がいのある人の人権の保障と障がいのある人に対する合理的配慮が浸透するよう、啓発に努めます。

■ 見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人への理解が深まるよう、幼児期からの教育や生涯学習、市の広報、イベントなどあらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- 「みんなの福祉フェスタ」などさまざまな機会を通じて、障がいのある人もない人も、誰もがふれ合い、互いに理解し合える場づくりに努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動にかかわるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共助による障がい者支援の取組がさらに進展するよう、引き続き障がいのある人やその家族等の活動に対する支援を継続します。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人を支える活動が活発化されるよう、今後も障がいのある人やその介護者等の自発的な活動を支援します。
- 当事者団体（当事者とその家族）は、お互いが支え合うとともに、障がい者の権利向上、社会参加の促進、差別の撤廃、福祉政策への提言などを行う組織です。8050問題や親なき後の不安を解消し、課題を解決していくために、協力・連携した支援体制を構築します。

(3) 相談支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。
障害者虐待防止センター	虐待に関する通報または届出の受理、虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談 支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止 センター	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業に係る施設や事業の整備はできていますが、多様化する相談内容に的確に対応していくため、加西市障害者自立支援協議会との連携を強化し、サービス提供事業者、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、相談員の育成と資質の向上に努めます。
- 住宅入居等支援事業については、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けた支援体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターにおいて、相談者に対する迅速な対応や、虐待防止に向けた啓発に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、本人の意思により成年後見審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

※数値は年間の利用人数、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度については、高齢化等を背景にニーズが高まることも考えられることから、必要な人に支援が行き届くよう、事業の啓発・周知に努めます。
- 令和6年度に広域で設置予定の成年後見制度の中核的な機関となる「北はりま成年後見支援センター」において、相談支援事業の充実に努めるとともに、地域における権利擁護機能のネットワーク化を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、設置予定の成年後見支援センターにおいて協議をすすめ、第7期計画期間中における実施を目指し、業務を適切に行うことができる法人の育成・確保、運営支援などに努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人	155	99	124	136	150	165
要約筆記者派遣事業	人	13	15	14	15	16	17
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※数値は年間の延べ派遣人数、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣数は、多様なニーズへの対応が図られるよう、計画的な育成に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、いっそうの設置推進に向け、人材の育成・確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付します。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 毎年、各サービスとも利用者数の増減がありますが、急なニーズにも対処できるよう、十分な量の確保を見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練 支援用具	件/年	3	3	0	3	3	3
自立生活 支援用具	件/年	2	6	3	4	5	6
在宅療養等 支援用具	件/年	3	2	6	8	9	10
情報・意思 疎通支援用具	件/年	10	3	2	3	5	7
排泄管理 支援用具	件/年	1,237	1,110	963	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	2	0	2	2	2

※数値は年間量、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズを的確に把握し、十分な量の確保に努めるとともに、必要な人に支援が行き届くよう、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員(日常会話ができるレベル)の養成を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	11	7	23	20	20	20

※数値は年間の養成研修修了者数、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- 手話奉仕員養成研修の広報・啓発に努めるとともに、受講者修了支援に努めます。また手話奉仕員から手話通訳者へのステップアップができるよう、北播磨広域での養成を行います。
- 平成28年に制定した「加西市手話言語条例」に基づき、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話が使用しやすい環境を整備するための施策を実施していきます。

(8) 移動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出(通院は除く)や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	31	27	34	36	38	40
利用時間数	時間/年	2,701	3,601	4,510	4,801	5,068	5,335

※数値は年間量、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加促進や自立支援の観点からも、増加が見込まれるニーズを満たすだけの事業者・人材確保等に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■サービスの内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 実利用者数は減少傾向で推移していますが、より多くの人にセンターを活用していただけるよう働きかけに努めます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	38	38	35	38	50	55
事業所数	か所	3	2	2	2	3	3

※数値は年間量、令和5年度は年間の実績見込み

【見込量確保のための方策】

- より多くの方に利用していただけるよう、事業の啓発に努めます。
- もう1事業所整備を行うことにより、障がい者の居場所づくり、余暇支援に努めます。

■任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもってしても入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人が、レクリエーションを通じて交流を深めるための活動を支援します。
点字・声の広報等発行事業	ボランティアが広報の内容を音声で収録した声の広報と点字版の広報を発行します。
その他社会参加支援事業	事業所や団体が、得意とする活動を行いながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 日中一時支援事業は利用者数が増加しており、今後もニーズが高まると考えられることから、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	3	3	4	5
日中一時支援事業	人/月	44	47	46	52	54	57
レクリエーション活動等支援事業	人/年	145	144	145	145	145	145
点字・声の広報等発行事業	部数	424	567	550	580	580	580
その他社会参加支援事業	事業所数	4	4	5	5	5	6

※訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業は月平均、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）。他は年間量、令和5年度は実績見込み。

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援事業については、ニーズの増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して、人材の確保に努めます。

第3部 第3期障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障がいのある児童及びその保護者を支援する体制の確保や、障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、必要な目標やサービス量の見込み、その確保の方策などを定めた実施計画です。

なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。

また、本計画の策定にあたっては、障がいのある子どもの保護者を対象としたワークショップを開催し、その結果を反映させました。そのポイントを以下の通りにとりまとめ、各サービスの基盤整備とともに質の充実に取り組みます。

○障がいのある子どもの健やかな育成をめざした発達支援

ニーズの高い児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所事業等における障がいのある子ども及びその保護者に対する支援について、障がいのある子どもの障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、支援体制の充実に努めます。また、障害児通所支援の体制整備にあたっては、学校・園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、障害児タイムケア事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。さらに医療的ケア児への支援について、コーディネーターの配置を行い、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

○相談・支援体制の充実

相談支援事業者等は、障がいのある子ども及びその保護者等が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、各関係機関との連携に努めるとともに、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の充実に努めます。ワークショップでも、どこに相談したらいいかわからないという意見が多かったことから、相談窓口の明確化・一元化に努めます。

○わかりやすい情報提供の充実

ワークショップの結果でも分かるとおり、障がいのある子どもを持つ家族からの様々な情報の提供に対する要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性にも配慮しながら、多様な方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進します。

また、利用者の立場に立ち、福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。

○当事者団体等への支援について

当事者団体（障がい児の親の会など）は、お互いの情報交換やサポートの場の提供、孤立感を減らすなど、親同士が支え合う場として重要であると考えます。また、当事者団体の声は支援ニーズを汲み取り福祉施策やサービスの向上に反映されます。当事者団体の活動が持続的な活動となるための支援体制を構築します。

2 令和8年度に向けた成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【前計画における目標値と令和4年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績
児童発達支援センターの設置数（か所） 《国の指針／児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置》	1か所以上	1
保育所等訪問支援を行える体制の構築（有無） 《国の指針／保育所等訪問支援を利用できる体制を構築》	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（か所） 《国の指針／1か所以上確保》	1	0
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（か所） 《国の指針／1か所以上確保》	1	0
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（有無） 《国の指針／協議の場を設けること》	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人数） 《国の指針／医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置》	2	0

今回の国・県の指針

- 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
- 児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する《新》
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【本計画における数値目標】

本市には、広域で整備している児童発達支援センターがあります。ここでは、リハビリテーションや保育等の療育をはじめ、専門相談や家族支援等様々な取組を行っています。今後、様々な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱える子どもに対し、適切な発達支援を提供し、地域全体で障がい児支援の中核的な役割を担う必要があります。

一方、本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所をはじめ令和5年度末時点で確保できていない事業所がいくつかありますが、いずれも令和8年度中の確保を目指します。また、すでにある施設やサービス、取組については、いっそうの充実に努めます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標】児童発達支援センターの設置数（か所）	1	1	1
【目標】保育所等訪問支援事業所数（か所）	2	2	3
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（か所）	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（か所）	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保（か所）	0	0	1
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（有無）	有	有	有
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人数）	1	1	2

3 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

■サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援・治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児タイムケア事業	昼間、就労等で保護者が不在家庭の障がいのある児童（特別支援学校等に在籍する児童・生徒）を対象に、放課後等に活動する場を提供するとともに、子育てと就労等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 児童発達支援については、発達障がいに対する認知度や理解の高まりなどによって、今後も利用者の増加が続くものとして見込みます。
- 放課後等デイサービスは利用者数が増加しており、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	103	94	87	97	106	116
	人/月	22	24	18	20	22	24
医療型児童 発達支援	人日/月	26	27	28	28	34	39
	人/月	5	6	5	5	6	7
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等 デイサービス	人日/月	576	673	912	1,086	1,270	1,440
	人/月	68	81	105	125	140	160
保育所等 訪問支援	人日/月	0	8	15	40	56	72
	人/月	0	2	6	10	14	18
障害児タイム ケア事業	人日/月	134	128	121	150	300	300
	人/月	9	10	9	10	20	20

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援はニーズが高く、今後も利用が増加すると見込まれることから、事業所の整備など、早期発見早期療育が受けられる提供体制づくりに努めます。
- 放課後等デイサービスについてもニーズが高く、今後も利用の増加が見込まれます。しかし、一定事業所の数は確保できたため、今後は保護者、サービス提供事業所、相談支援事業所が調整を行いながら、就業保障となる放課後児童クラブや障がい児タイムケア事業も活用しつつ、障がい児が平等公平に療育を受けられる体制を確立していきます。
- 保育所等訪問支援について、一定数の事業所が確保されたことで、今後は入園や入学など環境が変わる時期に、必要な期間に適切なサービスを提供できる体制を整えていきます。
- 障がい児タイムケア事業については、現在は、特別支援学校の児童・生徒に利用を制限していますが、今後は、小中学校の支援学級の児童・生徒にも対象を広げる必要があり、適切な場所の確保に努めます。

(2) 障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、少子化の中で発達障がいなど支援を必要とする児童は増加していることから、十分な支援ができる体制を整えることを前提に見込みます。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	21	21	27	31	35	40

※実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）、令和5年度は4月～9月の平均値（半年間の利用量÷6）

【見込量確保のための方策】

- 新規事業者の立ち上げ支援やサービス提供事業者との連携を強化し、適切な利用計画の策定や通所後の支援に努めます。

(3) 教育と福祉の協議の場の設置

■サービスの内容

サービス名	内容
教育と福祉の協議の場の設置	保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教育と福祉の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有

(4) 障がいのある児童の相談窓口の設置

■サービスの内容

サービス名	内容
障がいのある児童の相談窓口の設置	障がいのある児童やその保護者に対して、専門の相談員が総合的な相談窓口となり、福祉サービスの利用援助や介護相談、情報提供を行います。

■見込量

サービス名		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児の相談窓口の設置	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 子どもの発育や発達、また障がい児についての相談窓口がバラバラであり、どこに相談すればいいかわからないという意見が多いため、こども家庭センターの整備に合わせて、相談窓口の明確化・一元化を行い、早期に適切な支援に繋がられる体制の強化を図ります。
- 計画を策定するために実施したワークショップが、障がい児支援にかかる課題の抽出、施策の推進や資源の開発等を考える仕組みとして非常に有効であったため、今後も継続的に開催することで、当事者の声を早期に施策に反映していきます。